

予 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成26年3月11日(火曜日)
午前9時30分～午後4時02分
2. 場 所 委 員 会 室
3. 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 下 井 克 己 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
荒 山 光 広 委 員 西 岡 晃 委 員
河 本 芳 久 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 岡 山 隆 委 員
馬屋原 眞 一 委 員 俵 薫 委 員
坪 井 康 男 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
猶 野 智 和 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
村 上 健 二 副 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 補 佐
大 塚 享 議 会 事 務 局 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁 美 副 市 長 永 富 康 文 教 育 長
波佐間 敏 総 務 部 長 大 野 義 昭 総 務 部 総 務 課 長
白 井 栄 次 総 務 部 財 政 課 長 細 田 清 治 総 務 部 税 務 課 長
岩 崎 賢 治 総 務 部 収 納 対 策 課 長 伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長
西 田 良 平 建 設 経 済 部 農 林 課 長 中 村 壽 志 建 設 経 済 部 建 設 課 長
河 村 充 展 建 設 経 済 部 商 工 労 働 課 長 岡 田 健 二 美 東 総 合 支 所 建 設 経 済 課 長
浜 口 賢 真 秋 芳 総 合 支 所 建 設 経 済 課 長 藤 澤 和 昭 総 合 観 光 部 長
繁 田 誠 総 合 観 光 部 観 光 総 務 課 長 綿 谷 敦 朗 総 合 観 光 部 観 光 振 興 課 長
山 田 悦 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長 末 岡 竜 夫 教 育 委 員 会 事 務 局 次 長
末 益 正 美 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 総 務 課 長 月 成 庄 造 教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 課 長
内 藤 賢 治 教 育 委 員 会 事 務 局 生 産 学 習 ス ポ ーツ 推 進 課 長 高 橋 文 雄 教 育 委 員 会 事 務 局 文 化 財 保 護 課 長

西岡	博	消防長	齋藤	光雄	消防本部消防次長
阿野	一俊	消防本部総務課長	末藤	勝巳	農業委員会事務局長
篠田	洋司	市長統合戦略局長	古屋	壮之	市長統合戦略局政策戦略課長
田辺	剛	総合政策部長	中嶋	一彦	総合観光部地域情報課長
井上	孝志	市民福祉部長	杉原	功一	市民福祉部次長
三浦	洋介	市民福祉部次長	倉重	郁二	美東総合支所長
奥田	源良	秋芳総合支所長	久保	毅	会計管理者

午前9時31分開会

○委員長（高木法生君） おはようございます。只今より予算委員会を開きたいと思
います。まず、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可いたしま
す。はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 昨日の予算委員会で、三好委員より御質問のあつた
ことについてお答えをいたします。

カルストクリーンセンターに対しての直接搬入の形では生活系と事業系のゴミが
分かれておりますが、家庭系のゴミが201トン、それから事業系のゴミが593
トン、合わせて端数処理もございまして、795トンが直接搬入をされて、使用料
と申しますか、手数料をいただいております。なお、そのほかといたしまして、日
常の収集で家庭系のゴミを収集しておりますが、それが5,786トンございま
す。また、個人が市の袋に入れまして直接搬入されたもの、これは袋を買ってい
らっしゃいますので無料ですが、これが449トンでございます。また、粗大ゴミにつ
きましても同じような形で480トン搬入されております。これが、平成24年度
の実績でございます。なお金額につきましては、直接搬入の分について、直接そ
こで手数料と申しますか、払っていただいております。家庭系のゴミは、71万5,
000円余り、それから事業系のゴミが662万2,000円ほどお支払いをいた
だいております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） それでは続きまして、労働費を議題といたします。執行部
より説明を求めます。はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） それでは、労働費について御説明をさせ
ていただきます。予算書につきましては、206ページ、207ページ、また予算
の概要につきましては、50ページ、51ページをお開きいただきたいと思います。
す。

5款労働費・1項労働諸費・1目労働諸費でございます。主なものだけピックア
ップさせていただきますと、予算の概要の丸の上から4段目、こちら歳入が伴いま
すので御説明させていただきますが、労働福祉貸付事業として、465万8,00
0円を計上しております。こちらは、県及び県内の市町が共同で実施しております
貸付事業でございます。いずれも、預託事業でございます。

予算書の102ページ、103ページをお開きいただけたらと思います。中ほど
の表の20款諸収入・3項貸付金元利収入・3目労働貸付金元利収入として、それ
ぞれ同額の465万8,000円を歳入として見込んでおる事業でございます。

次に、予算の概要のほうに戻っていただきまして、50ページの一番下、青年就

職困難者就業支援事業としまして、300万円を計上しております。事業の概要としましては、離職者や障害者、ニート、フリーターの方々に対しまして、就職セミナー等の開催や企業情報の提供、就労訪問・体験の紹介等を行うことで、一人でも多くの青年求職者の方が就業できるよう支援していく事業でございます。こちらも歳入が伴います。財源につきましては、予算書92ページ、93ページをお願いいたします。15款県支出金・2項県補助金・4目労働費県補助金として、緊急雇用創出事業補助金300万円を計上しております。

予算書のほう戻っていただきまして、208ページ、209ページになります。4目の勤労者福祉施設費でございます。こちらにつきましては、2,516万円を計上しております。主なものといたしまして、勤労福祉会館及び勤労者総合福祉センター指定管理委託料として、2,471万5,000円を計上いたしておるところでございます。以上で労働費の説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の説明でシルバー人材センターへの委託料というのは入りますか。入りませんか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいま御質問いただきましたシルバー人材センター運営事業費につきましては、説明省略させていただきましたが、改めまして、5目シルバー人材センター運営事業費でございます。こちらにつきましては、954万円を計上させていただいております。主なものとして、シルバー人材センター運営費補助金950万円を計上しておるところでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） なぜ確認したかと申し上げますとね、きのうの教育委員会だったですかね、給食施設費ということで、給食調理場経費として補正予算、運搬収集委託料減額270万のあれが出てますよね、そもそもシルバー人材センターというこういう公的資金が投入されてるところが、違法な契約行為をしていると道路運送事業法の免許も取ってないのにできるかのごとくやっていると、これはゆゆしき問題だと私は思います。これいうならば、白タクって皆さん御存知ですか、タクシーの正式な免許取らずにタクシーという営業行為をするそういうのを白タクと言うんですよ。白ナンバータクシーですよ、あれと同じことを頼んだんですよ。と私は理解しますが、違いますか。しかも、それを止めて直接にしたら270万円も減額したなんて、今このあれとは違いますけども、そういうなんか違法な契約を結んど

る、そんなところにこんな運営経費を出すというのは、私ちょっとおかしいと思いますよ。その点どうです。そんな違法な契約行為をしてるといふこと自体、精査されてるんですか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの坪井委員の御指摘のところでございますが、今回の件につきましては、山口労働局のほうから山口県シルバー人材センター連合会のほうに指導という形で指摘を受けた事案でございまして、県内のシルバー人材センター、同じような取り組みをされておりました、そういった関係から県のシルバー人材センターから県内のシルバー人材センターに同様の文書が届いて改善してほしいということがあったわけですが、具体的な話としまして、注文主の労働者が車両に同乗していることから、運行当日の運行ルートデイサービスセンター利用者の介護補助などについて、シルバー会員が注文主から業務の遂行にかかる指示を受ける恐れがあること、というようなそういった法に触れる可能性があるから改善してほしいというような、指導というような形で文書が出ております。したがって、これを受けましたシルバー人材センターのほうから昨年2月にこういう事態が発生してるので、改善できるところについては、改善の取り組みをして是正措置について報告をしたいということで、シルバー人材センターのほうから説明を受けたところでございます。それを受けまして、庁内で同じような運行業務をシルバー人材センターに委託している部署については、それぞれどのような取り組みが考えられるかということで、各課において精査されたという事情がございまして、私もちょっと詳しい内容につきましては、勉強不足ですぐに御回答できる状況ではございませんが、改めまして確認をさせていただいた上で御報告させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私がね、お聞きしたかったのは、今あなたは聞きもしないこといろいろいろいろお答えなるけれど、聞いたことを端的に答えてください。今いわれましたよね、指導の中に法に触れる恐れがあるからおっしゃったですよ、それは何法ですかと聞いてるんですよ。そういうことを端的に答えて下さい。あなた方は聞きもしないこと余計なこと答えすぎる。しっかりと何法に抵触する恐れがあるから、どういう理由で抵触する恐れがあるから、県からの指導が出たということをきょうの終わりまでにしっかりと調べて報告して下さい。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。予算概要のページの50、2点お尋ねし

ます。予算の概要の50ページですけど、新規事業で青年就職困難者就業支援事業がありますが、これは県の支出金ですが、開催がセミナーとかありますけど、この県の支出金ですけど業務委託は県の関係の機関の方がやられるのでしょうか。それと、ニートの方への……、どう呼びかけられるのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございますが、実施期間は市内の事業所を中心に、また、その事業者不足と思えば再度市外を含めた形で事業者の選定に事業者の選定にあたりたいとは思っております。これまでも人材育成事業の中である程度の情報収集を私どももしております。先ほど言いましたようにニートフリーターのみでなく、離職されてる方、障害者の方も含めてのセミナー開催ということで考えておまして、ある程度の情報は持っておりますので、そういった方達に声かけをしていくような形で事業実施は考えております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 問題なのは離職者とか、フリーターとかの方は分かりますけど、ニートの方がなかなか掴みきれないのではないかと思うので、そこをどうされるのかお尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） そういった方達に対しましては、情報もさることながら広く周知徹底といいますか、広報しながら、そのような方達にも事業の実施について、周知できるような体制をとりたいと考えております。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 209ページなんですけど、勤労者福祉施設の中の勤労者福祉施設管理運営事業の中で指定管理委託料とありますけど、25年度の予算を見ましたら2,125万でしたが、ちょっと金額的に346万ぐらい増加してます。それで、なぜかと思って見たんですけど、働く人がふえたのかなと思ったんですけど、保険料は、25年度は1万4,000円でしたが、今年は1万3,000円になってるんですね。だから、そんなに働く人というか、変わってないのに指定管理料だけが346万増加してるのはなぜでしょうか。ほかにちょうどシルバーとかの見ましたが、これも下がってるけど、これがふえてるのはどういった内容でしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問の勤労者福祉施設管理

運営事業の中の指定管理委託料の増額の理由ということでございましょうが、こちらにつきましては、昨年の12月議会の時に指定管理の新たな指定管理者の指定の議決を賜ったところでございます。その際にも御説明させていただいた部分があるかと思いますが、今後の消費税、増税分の見込み分と施設の使用料の見直しによる歳入減というようなものが主な原因となっております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） シルバーを例に取ったんですけど、その前の勤労青少年ホームとか、農村勤労者福祉センターの委託料は変わってないんですけど、この先ほど述べた部分だけ上がってるので、どうしてかなと思いましたので、今シルバーも例にとりましたけど、この商工に関連して勤労青少年ホームと農村勤労者福祉センターは変わらないのもどうなのかなというのも含めて質問したつもりでしたけど、別にシルバーに拘っておりませんが、どうでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 勤労青少年ホームにつきましては、私どもの所管ではございませんので、所管のほうから説明があるとは思いますが、農村福祉センターの関係につきましては、私ども所管施設でございます。管理委託料につきましては、昨年度は84万9,000円、今年度78万3,000円と少し減額をさせていただいておりますが、こちらについては、管理方法の見直しを行いました。こちら、重安にあります施設でございます。地元の方がほとんどの利用ということで、休館日を少しふやささせていただきながら、休館日をふやすという形を取りますが、地元の方が利用されたいときには、できるだけきちんと利用者の意向に沿うような開館をしながらという形として、管理日数を少し、時間的に減らすというような形をとらせていただいて減額措置をとったものでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございせんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） ただいまの三好委員さんの関連質問です。この福祉施設ですかね。いわゆるサンワーク美祢と勤労福祉会館ですよ。消費税が変更になるからその分増額になりますよと、これはよく分かります。今あなたがおっしゃった収入減があるからそれをカバーするため、キャッチアップするために何か委託料を指定管理料をふやしたというふうに聞こえたんですが、そうなんですか。そもそも収入を勘案してここは委託料決まってない、指定管理決まってないと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの坪井委員の質問ですけれど

も、施設の使用料の見直しがありましたことにつきましては、既に御存知かと思えます。これまでの施設の使用料の徴収の際に、例えば、会議室なんか夏場、冬場なんかにはエアコン付けられる方が多くいらっしゃいます。そういったエアコンを使用される方につきましては別料金として、エアコンの使用料をいただいていたところでございます。しかしながら、今回の見直しによりまして、エアコンの使用料につきましても、施設の使用料の中に含まれるということがございます。そういった関係の中から、どれだけの歳入減が出るかというところが、分からないというところと、既に施設の使用料の中にエアコンが入ってるからということで、これまで例えばちょっと暑いよねというような形の時には、窓を開けて我慢しようというような方もエアコンが使えるということであれば、使われる方もふえてくるんじゃないかなということから、私どもの積算の中に燃料費をある程度ふやした形で、今回募集をかけさせていただいております。こちらにつきましては、想定できないというところもございましたので、かなりの金額を見込んで燃料費の増額分だけで140万の見込みをたてながら、予算の積算をさせていただきました。したがって、これらのものが原因となりました関係で指定管理委託料が少し増額となっておりますというところでございます。併せまして、施設の使用料につきましては、指定管理者の収入という形になっております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 何だか益々分からなくなりました。だから、これ指定管理料じゃないんですか。ここ上がってる2,471万5,000円は、今あなたの話によると収入がどうこうなるからあたかも指定管理が変わるような説明ですよ。変ですよ。私以前にも申し上げたと思いますけれども、謡曲の御稽古してまして、月に2回土曜日にやるんですよ、勤労福祉会館で。夏の暑いときなんかも一生懸命我慢して、窓を開けて涼しくしてやっています。照明でもなるべくつけないようにやっていますよ。だから、そういうことをやってるのに、何だか分からない見積もり不能なもんを、なんで増額に入れるんですか。それこそ補正で組めばいいじゃないですか。おかしいです。この考え方は。もう一遍きちんと答えて下さい。補正でやるべきです。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 説明の仕方がまずかったということでございます。そもそも施設の管理運営にかかる経費から施設の使用料の収入を減額したものが指定管理料、単純にいえばそういう考え方でございます。先ほどいいましたのが、施設の使用料の部分が利用の使用料の見直しによりまして、歳入減となり

ます。そういった関係で、事業費から元々ある程度のパイがあった施設使用料、ここの部分が減額になるということから差引する指定管理委託料の部分が増額になるという考え方でございます。併せまして、エアコンの話をさせていただきましたが、動向が見えないというものでございます。そういった中で、改めて不足分を補正でと言う考え方を私どももそこに行き着かなかったというところがございます。ある程度見込んだ上で積算をしていかないといけないだろうということで、積算部分でエアコン代についても積算額の中に足し込んでおります。こちらは、あくまでも指定管理委託料として上限額ということで見込んだ金額でございますので、結果として、先ほど言いました燃料費増額分が140万円と申しましたが、これに至らなかったときには、この分を指定管理者に対してお支払いするというものではございませんので、御理解頂きたいと思っております。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 理解できませんね。あなたのおっしゃることはなんか意味が分からない。いろんなことをごちゃごちゃごちゃごちゃおっしゃって、端的になんなんですか。燃料代140万というのは。なんでふえるんです。消費税ですか。だけど消費税は別なんでしょう。何だかよくあなたの説明分からない。なんでこれだけ増やしたんですかと。現段階で見積もりができない。そういうものを入れなくてもいいじゃないですか。補正で組めばいいじゃないですか。ここ指定管理受けてるところどこですか。おっしゃって下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先般の議会で御議決賜りましたのが、新たな指定管理者、美祢市中高年雇用福祉事業団となっております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あのね140万の燃料費が上がる見積もりだから、だから指定管理を上げた、こういうことですよ。端的に言えば。違いますか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） これまでのエアコン使用料に伴う実績プラスどれだけエアコンの使用がふえるか分からないという見込み分、それを足し込んだものが140万円という形になっております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 何回も申し上げます。現段階で見積もりができないんだしたら、なぜ補正ということでおやりにならんのですか。怪しげな数字を充て込んで、なんで指定管理料をふやされるんですか。分かりません。きちんと説明して下さい。

い。

○委員長（高木法生君） ここで暫時休憩をいたします。

午前 9時50分休憩

.....

午前10時24分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に続き委員会を開きます。はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほどの指定管理委託料の件について再度御説明をさせていただきます。昨年の予算書の段階では2, 125万5, 000円、今年度の予算書2, 471万5, 000円、346万円の増額予算となっております。こちらの増額理由といたしましては、施設利用料の収入減が70万円、消費税増税分が70万円、それと灯油代の増額分が140万円、あともろもろございますが、大きなものとして人件費の増額分という形で足しまして346万円の増額の予算となっております。先ほどいいました灯油代につきましては、精算条項として、こちらのほうから灯油代の金額指定をさせていただいて、満たない場合につきましては、返還をしていただくというような精算項目を設けているところでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そういう御説明であれば、そもそも論をしたいんです。指定管理制度に指定する意味はどういう意味になるんです。指定管理者候補決めるときに当然、候補の事業者からかくかくしかじかの金額でやらせてください。やりますとそういうものが出てくるんじゃないですか。まず最初の第1点。私はそう思ってます。それで、なぜ指定管理をするのか、管理委託とどう違うのか、市の直営とどう違うのか、そこのところをしっかりと、しっかりとですよ、御説明いただかないと指定管理ってなんなんだって。次々に業者のいいなりになって、どんどんどんどん上げていく、こんなバカな指定管理ありませんよ。なぜ指定管理をするか、民活ですよ。を利用しようね。そして、少々のことであっても民間の第三セクターと違って、経営努力でもってコストがアップしたならば、当然そういうものを吸収するんだとそうでないと意味ないじゃないですか。なにになにが上がったって、じゃあちようだいて。そんな指定管理、意味全くないじゃないですか。まずそもそもの根本の指定管理とはなんなんだということをもう一遍説明してください。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。指定管

理者制度といいますものは、公の施設の管理運営をしていただくという形になりますが、行政のほうから施設管理にかかる管理につきまして、委任を受けていらっしゃるというものであろうと理解しております。今回の指定管理委託料につきましては、市のほうが積算した金額を上限額として予算化させていただいておりますものです。併せまして、説明とさせていただきます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） まるで説明になってない。なんで指定管理制度を導入するのか。さっき申し上げたように民間活力の導入じゃないですか。直営でやってたらコストが高く付くよ、それから三セクでやったら経営放漫で美祢観光と一緒にですよ。なんのあれもないと、源泉掛け流しはいいですよ、赤字の垂れ流しは駄目ですよ。いいですか。そういうふうだから、そういうあれを踏まえて民間を利用して指定管理しましょうね、本来利用料とか何とかは行政が決めること、その権限すらも民間に移譲しますよとって、非常に効率的ないい制度なんですよ。美祢市はそれを全然有効に使ってないじゃないですか。指定管理決めたときの、じゃあ美祢市中高年齢雇用福祉事業団いくらでやりますって言ったんですか。言って下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。誠に申しわけございません。ただいま、そちらの資料につきまして、手元に持ってきておりませんでした。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） じゃあ暫時休憩してください。手元に持ってきてください。それからじゃないと議論できません。

○委員長（高木法生君） じゃあ暫時休憩をいたします。

午前10時30分休憩

.....
午前11時08分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほどの御質問でございます。平成26年度のこのたび新たな指定管理者のほうから提出されております予算につきましては、2,157万7,320円となっております。このたび、予算書に計上させていただいております金額につきましては、12月議会のほうで債務負担行為額の設定をさせていただきまして、そちらの平成24年度市の積算の部分の予算額を計上

させていただいているという次第でございます。以上です。すいません。追加といったしまして、先ほど言いました、平成26年2,157万7,320円、こちらの金額で単年度の年度協定を締結するようになります。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そうしますとこの2,516万円との差額はどういうふうになるのでしょうか。それとね、冒頭にたしかあなたは、エアコン代とおっしゃったと思うんだけど、後にころっと灯油代に変わってるんですよ。どっちが本当ですか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。エアコン代と灯油代というのが入り交じってしまいましたが、エアコンを稼働させるのに灯油が必要だと、灯油で稼働させてるエアコンということになっております。先ほどのもう1点の御質問でございますが、このたび予算化させていただいたものは、債務負担行為を設定させていただいた際に起算した平成26年度の予算額、市の積算額を計上させていただいておるということで繰り返すにはなりますが、年度協定につきましては、新たな指定管理者が提出されている予算書に基づきまして年度協定を結ばさせていただくという次第でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あなたはどうして私の質問に答えられないんですか。差額はどうするんですかと聞いたんですよ。せつかくね（発言する者あり）変なこと言わんでくださいよ。あなた手をあげて言ってくださいよ。要は私が質問してるんですから。議長に発言権ないじゃないですか。おかしいですよ。せつかくね、事業者が2,100万でやりますっていつてるのに何で300万も追加して出さんやいかんのですか。これが、私が美祿市の一番おかしなとこだと思ってるんです。何のために指定管理したのかわからないじゃないですか。きちんと答えてください。どうするんですか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。差額につきましては、あくまでも年度協定は、先ほども言いましたように2,157万7,320円と形で結ばさせていただきまして、差額につきましては、万が一市のほうにリスクが発生した場合のためという形で予算化させていただいているというもので不用な場合につきましては、そのまま予算を精算という形で使わないと不用額ということになるかと思っております。以上です。

- 委員長（高木法生君） はい、坪井委員。
- 委員（坪井康男君） 何か質問するたびに追加でいろんなことをおっしゃるから、またそのひっからざるを得ないんですよ、万が一市にリスクが発生したとは、どういことですか。内容言ってください。
- 委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。
- 建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいま申しましたのは、年度協定指定管理者制度でございますので、基本協定というものを結ぶようになります。こちらの基本協定書の中のリスク分担に基づくものということで考えております。以上です。
- 委員長（高木法生君） はい、坪井委員。
- 委員（坪井康男君） そのために補正制度があるんじゃないですか。せっかく事業者と二千百何万で決めてるんだからそれできちんと計上されれば、どこがいけないんですか。リスクが思わぬ予測ができなかったリスクが発生すれば、それこそ補正予算で追加で組めばいいんじゃないですか。今までほかのところも全部そうじゃないですか。家族旅行村だって同じじゃないですか。21年度の年度途中で、豪雨被害で、入場高が減った。だから、600万も追加で出したじゃないですか。なぜ、それと同じことしないんですか。これだけ特別ですか。お聞きします。
- 委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。
- 建設経済部商工労働課長（河村充展君） 特別ということではなく、ガイドラインの中で積算したものを計上させていただいたということでございます。以上です。
- 委員長（高木法生君） はい、坪井委員。
- 委員（坪井康男君） 何回も申し上げます。あなたは私の質問にまともに答えていらっしゃらないです。こんなことなら、もうこれ以上審議しても無駄ですよ。意味ないじゃないですか。これ市民に聞いていただいているんですよ。大事な予算ですよ。300万って大事ですよ。どれだけほかで困ってますか。お金がなくて。だから制度的にはそうでしょう。基本が決まっておるんなら、それだけ当初予算決めでいて、あと不足の事態が発生すれば追加補正そうじゃないんですか。これ誰ですか副市長答えてください。そういう仕組みになってないんですか。
- 委員長（高木法生君） はい、伊藤建設経済部長。
- 建設経済部長（伊藤康文君） 指定管理ということで、3ヶ年の管理業務ということで、先ほど言いましたとおり、債務負担行為で上限額を定める場合に26、27、28のそれぞれの金額をもって、債務負担を定めておるわけですが、それに習い単年にも予算を金額を計上したということで、その差額については、業者が示し

た、言われる金についてはどうなんかということでございましょうけど、3ヶ年の指定管理業務ということでは予算上計上したということ、リスクが生じたときとかいろいろことが考えられますけど、予算上計上してるということでは考えておりますので、そういう判断をしております。すいません。この12月において7,505万3,000円の債務負担行為で上限額を定めさせていただいております。その分の26年度分を予算計上としてやっております。実際には業者から出されました金額を契約として、単年度契約となる運びになります。そういうことで計上してる次第でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が理解している指定管理料の支払いは、基本協定では決めてないはずですよ。あくまでもそれは、毎年の年度協定で指定管理料を決めると、こういうことになってますよ。だから、26年度の指定管理料だったら、事業者と結んだ契約を予算に計上するのが当然じゃないですか。債務負担行為とこれは別だと思えますよ。そんならとりあえず7,500万決めてあっても26年度で今も言われた二千百何万ですか、決めてあるんじゃないですか。何でそれを予算計上しないんですか。おかしいですよ。次々におかしいことをおっしゃる。だから、根本がもうおかしいんです。だから、これ以上おっしゃると益々おかしくなりますよ。年度協定結ぶじゃないですか。それで基本協定結んでないじゃないですか。基本協定7,500万って書いてありますか。お答えください。

○委員長（高木法生君） はい、伊藤建設経済部長。

○建設経済部長（伊藤康文君） 債務負担の金額は、市の方で積算した金で、当然ある視点を持って積算計上しております。それをもって、業者さんに総合評価において、低い金額が出たとした場合でも、当然市のほうで積算したものは、当然の一定の考えでやっておりますので、その金額が必要な場合でも生じる可能性があるという考えで予算計上しております。そういうことで今、2,471万5,000円ということでは計上してる次第でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） じゃあほかの——例えば家族旅行村、リフレッシュパーク。同じように債務負担行為で計上したものを年度予算に計上してますか。おかしいですよ。基本がなってない。あくまでも26年度の予算じゃないですか。何で債務負担行為の云々って、それであげんにやいけんのですか。それは、あくまでも3年間の概括的な話であって、これは26年度の予算じゃないですか。違うんですか。債務負担行為なら債務負担行為で別にあるじゃないですか。欄が。おかしいこ

と言わんでください。きちんと説明して下さい。

○委員長（高木法生君） はい、伊藤建設経済部長。

○建設経済部長（伊藤康文君） 2,471万5,000円については、市のほうで積算して、適切であるという金額で積算したものでございます。それに対して業者さんがそれ以下の数字を出されてはおりますが、予算上これを計上してるのは適切な判断で積算したものでございますので、実際には、この金額以下で単年協定をするわけですが、市が積算したことも一定の考えがございますので、その金額が必要になる場合もあるかも知れませんが、そのための予算計上でございますので、そういう考えで積算したものでございますので、予算書的にはそういうもので計上したものでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） もうこれで最後です。私はね、何でこだわるかといいますとね、かつて家族旅行村、最初の指定管理料が年間2,800万でしたよ。それで、いつの間にか3,600万円になっちゃったですよ。そういうことが過去に行われている。その根拠は何かというと、事業者がコスト計算が違ってましたからやり直しました。それでどんだんどん認められてるんですよ。これまやかしです。結果的に特別な事情が発生したと。結局2,400万になっちゃうんですよ。それが、今まで実際にあったから私は家族旅行村の指定管理料については、訴訟まで起こしてますよ。入念にあらゆる証拠をとってます。いつもこの手で業者のいいなりになってると。それがあからんぼ申し上げてます。これ市民の皆さんに聞いてもらってるから、インチキですよこれ、きちんとしてください。もうこれ以上言いません。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、農林費を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、末藤農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末藤勝巳君） それでは、農林費につきまして御説明を申し上げます。予算書の208ページの下段から211ページとなります。概要につきましては、52ページの上段となります。6款農林費・1項農業費・1目農業委員会費でございます。平成26年度の予算額は前年度予算に対しまして、62万7000円の減額、4,103万4,000円でございます。主なものにつきましては、1点ございますけれども、211ページの上から7行目となります。説明欄の

003でございますが、農業委員会の運営事業の中の報償金に153万円を計上しております。これは、農地流動化推進事業におきまして農業委員がその推進委員となり、農地の貸し手と借り手の仲介を行っております。農地を集積することによりまして、農業経営の安定を図るとともに耕作放棄地の発生を防止するための費用でございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） 続きまして、1項農業費・3目農業振興費の主な事業につきまして御説明をいたします。同じく予算の概要52ページで、予算書のほうが213ページになります。説明欄の002農業振興団体支援育成事業の農業管理センター運営事業といたしまして、912万円を計上しております。JA山口美祢に農業管理センターを設置し、担い手の育成、地区農業の計画や体制づくりなど、地域における農業の総合窓口を設置し、この運営に対する補助金でございます。

続きまして、予算の概要の53ページをお願いします。予算書は213ページが一番下になります。006需要対応型産地育成事業につきまして、2,962万3,000円を計上しております。この事業は、前年度までのやまぐち集落営農生産拡大事業の名称が改正されたものでございます。前年度より600万円の増を計上しております。

続きまして、予算の概要は54ページになります。予算書では217ページをお願いします。説明欄の中ほどになりますが、015いきいき農地リフレッシュ事業につきましては、前年度までの耕作放棄地対策事業をさらに拡充させたものでございまして、対前年比264万円増の364万円を計上しております。昨年度までの耕作放棄されそうな農地に対し、作物の作付けや山口型放牧によりまして解消された農地に対しましては、10アール当たり5,000円を補助する事業でございまして、約31ヘクタールを目標といたしまして、159万円、これに加えて、既に耕作放棄地となっている農地につきましては、市それから管理センター、それから法人がその地権者と協議いたしまして、農地の保全管理と景観作物の作付けを行う事業を行おうと思っております。目標は5ヘクタールで145万円を計上しております。さらに、この農地に対し利用権を設定した場合、耕作者に対しまして、いわゆる土作りの経費といいますか、そして、10アール当たり3万円を補助する事業として、1ヘクタールを目標としております。30万円を計上しております。併せまして、364万円を計上しております。この事業につきましては、名称の改正とともに特に重要と考えておりますので、積極的に推進していきたいという

ふうになっております。

次に、4目農地費について御説明をいたします。概要書の54ページの一番下になります。予算書では221ページに飛びますが、221ページの5行目になります。006団体営農業用河川工作物改修事業で、4,201万円を計上しております。これは、西厚保町の堰でございまして、ゴム製の起伏堰と申しまして、いわゆるゴムでふくらますバルーン型の堰でございまして、この改修を行います。

続きまして、予算概要の55ページをお願いします。予算書では、上から9行目になります。007多面的機能支払事業といたしまして、対前年比700万円増の2,871万円を計上しております。これにつきましては、前年度までの農地・水保全管理支払交付金事業、これの制度改正がございまして、この改正とともに名称が改正された事業でございまして、改正前では二つの活動を行った場合、7,700円の交付金が支給されましたが、26年度からは、この活動が三つになりまして、この三つ全て活動に取り組んだ場合は、1,500円の増となります。予算につきましては、市の負担分でありまして25%相当額、これを計上しております。現在、21地区、1,500ヘクタールで活動がなされております。

次に予算の概要の一番下になりまして、予算書では、農地費の欄の下から4行目になります。011単独県費土地改良調査事業といたしまして、100万円を計上しております。これは、秋芳町岩永本郷地区の基盤整備のための基礎調査を行う予算でございまして。

次に、予算の概要56ページをお願いします。予算書は、223ページになります。上段でございまして、5目畜産費につきまして、002家畜診療所運営助成事業といたしまして、昨年度と同額の808万7,000円を計上しております。

次に、予算の概要の57ページをお願いします。予算書では227ページになりまして、227ページの上から8行目になります。3目森林整備費の002流域公益保全林整備事業といたしまして、6,745万8,000円を計上しております。美祢市有林に関しまして、適切な保育施業を行いまして、自然環境の保全の推進を図る事業でございまして、これは、国庫補助事業でございまして、市有林の保育業務として、下刈、枝打ち、間伐、そして、搬出間伐または作業路の整備、あるいは林業専用道を整備することとしております。前年度より約2,000万円の増額につきましては、平成25年度補正で御承認いただきました森林整備加速化事業を平成26年度当初予算に計上していることが主な理由というふうになります。

続きまして、予算の概要は58ページをお願いします。次に6目有害鳥獣対策

事業費でございます。001有害鳥獣捕獲奨励事業といたしまして、950万円を計上しております。有害鳥獣捕獲奨励事業として、831万8,000円、狩猟免許取得支援補助金として、18万2,000円を計上しております。

次に、002有害鳥獣捕獲委託事業といたしまして、196万円を計上しております。これは、猟友会に1年を通して捕獲業務を委託いたします。併せて、前年度よりサル捕獲業務を更に追加して委託しております事業でございます。

予算の概要は一つ飛びまして、捕獲の担い手育成事業で、予算書につきましては229ページになります。004有害鳥獣被害防止対策事業の業務委託料20万円を計上しております。これは、国庫補助事業を利用いたしまして、担い手の育成講習会を開催いたします。

次に、鳥獣被害緊急総合対策事業補助金といたしまして、1,069万8,000円を計上しております。集落の鳥獣防止柵を2,000m分購入することに対しまして、補助金の交付をいたします。また、箱罟の購入をされる方に対しましても1基当たり4万円、15基分の補助金を交付するよう考えております。

それでは次に、歳入について概要を簡単に申し上げたいと思います。歳入につきましては、予算書のほうで御説明のほうさせていただきます。

まず、予算書の76ページをお願いします。12款分担金及び負担金・1項の分担金の農業費分担金につきまして、1,271万6,000円を計上しております。これにつきましては、説明欄のほうにありますように、各種工事に伴う地元の分担金でございます。

次に92ページをお願いいたします。この92ページですが、15款県支出金の農林費県補助金におきまして、農業費補助金及び林業費補助金につきまして、2億7,730万9,000円を計上しております。これは、国庫事業及び県補助事業による補助金及び交付金でございます。

次に96ページをお願いいたします。下から3段目の農業費委託料といたしまして、300万円を計上しております。これは、ほ場整備の換地業務が県から委託されることとなっております。

それから、98ページをお願いいたします。16款財産収入の不動産売払収入のうち、市有林の搬出間伐による立木の売払収入といたしまして、720万1,000円を見込んでおります。

最後に、債務負担について御説明いたします。予算書の328ページをお願いいたします。債務負担行為ですが、5段目の農業経営基盤強化資金利子補給金から9段目の土地改良事業償還助成金まで、及び329ページの下から3段目にな

りますが、八代ぬくもりの里指定管理料につきまして設定をしております。また、次のページの330ページになりますが、1行あけまして、新規分といたしましては、農業経営基盤強化資金利子補給金から、ほ場整備事業利子補給金までの三つについて設定をしております。以上で農林費の説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、この予算の概要の58ページについて質問していきたいと思います。この中で鳥獣被害緊急総合対策事業ということで、今回これにつきましては、国のほうからの国庫補助金等が出てくるとは思っております。それで、有害鳥獣の捕獲と書いてますけど、追い払い進入防止といった対策に要する経費に対して、この補助金をつけるということなんですけれども、いずれにしても——要するに耕作放棄地が人口減少に伴って、どんどん拡大することによって外部不経済じゃないですけれども、非常にイノシシ、また、シカ等が要するにこの我々が住んでいるところまでどんどん出て来るようになったと。そういったところのものが今回、日本全国で野生動物が農産物を荒らしたり、食い荒らしたりとかまた生態系に影響及ぼしている。皆さんも身近にその辺については、感じられていると思います。そういったところのものを各市町村都道府県から、そういった要望等がきてですね、もう国が政府が動かざるを得ないという形で、こういった総合対策における事業交付金を出しているわけでありましてけれども、国の算定で野生シカ、イノシシですね。10年後には、この頭数を半減させるという計画がありますね。それで、年間この野生鳥獣被害というのは、年間200億円あると試算もされてまして、それに伴って、美祢市も当然あるわけがございますけれども、今環境省の調べで日本全国で413万頭、シカ、イノシシ等がおるといって言われております。そういった中に、今後それによって、イノシシ、シカとか、車にぶつかって車を傷めたとか、また人が襲われたとかこういったこともニュース等で聞いておって、人ごとじゃないような状況があります。それで、実際この410万頭全国でおるそれが10年間で今後210万頭まで半減していこうという形で今回事業として、この交付金が要するに鳥獣被害緊急総合対策事業費としてついてるわけですね。それに当たって、今後この、今美祢市におる、なかなかイノシシ、シカ美祢市全域で中山間地に生息しているイノシシとシカ、これ一体どの程度今おるかどうかということのをそれは分らんと思います。環境省は、ただその辺は試算してるわけですよ。その辺を今後10年間で半減していく、この辺の取り組みについてこの評価と取り組み、今後どのように具体的にしていくか、この辺の何か見通しについてお話、お

答え願いたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。鳥獣被害の緊急総合対策事業これについて及び全般的な状況だと思っております。国のほうのこの事業につきましては、まさにフル活用しながら、対策のほう練っていきたいと思っておりますが、ここの概要書に挙げております五つの事業、これを総合的に活用しながら頭数を減らしていきたいというふうには思っております。ただ、ここで問題になりますのは、やはり絶対数を減らすということが第一に挙げられると思っております。これにつきましては、箱罟を設置するとか、実際、銃による狩猟であったりとか、こういうことをやっていかなければなりません。これにつきましては、やはり大変、そこで重要になってくるのが担い手ということになってこようかと思っております。現在、猟友会のほうでもかなりの高齢化が進んでおることになりますので、若手の方々に担い手になっていただくということが必要だと思っております。こういうことに対しまして、免許の受験料を支援したりとか、講習会を開催するとか、こういうふうなことはやっていきたいというふうに思っております。現在の状況で、例えば美祢市の今、サル、シカ、イノシシ等が何頭いるかというのは、正確には調査等しておりませんし、把握はしておりません。しかしながら、実際の捕獲頭数でいきますとサルとシカがふえております。前年度は6頭の捕獲であったサルが、24頭まで猟友会のほうに確保していただきました。シカにつきましては、約50頭程度だったと思っておりますが、前年比の倍ぐらいの捕獲をしていただいております。しかしながら、地元からの御電話とか入るわけですけど、やっぱりイノシシというよりは、シカとサル、これの出没情報が入ります。特にこの辺につきましては、更に担い手さんにも頑張ってください、猟友会にも頑張ってください、更には住民の皆さんにも箱罟等を設置していただいたりとか、免許を取っていただいて、行政だけではなくて、市民も含めて捕獲等もしていかなくてはいけないのかなど、いうふうに思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 行政の取り組みとしては、基本的なことをお答えがあったんじゃないかと思っております。今後とも担い手不足ということで、そのための猟銃の免許を取るための補助もされていますし、できるだけの手だてを、私は打っておられるとは思いますが、何分、今までの状況であれば、モグラたたきみたいな形で、こちらが捕獲する前に逆に頭数がふえてしまうと、そういう形に危惧するわけですね。そういったところを今後もう少し抜本的に実際この地域住民の方にし

っかりと捕獲してもらって、より捕獲する罠なり、捕獲する機具ですね、これをも
う少しふやしていくことによって、策として鳥獣がふえないようにする、これ一歩
前進したような形でやることによって、鳥獣被害等が少しずつ減ってくると私は確
信しておりますので、どうかその取り組みをより強化していただきたいことを要望
いたしまして私の質問は終わります。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 私のほうからは2点ほど質問したいと思います。概要の57
ページが一番下でございますが、小規模治山事業、この小規模治山事業で、861
万の予算が計上されておりますが、これは県の補助を伴う大規模な裏山の崩壊に基
づく復旧の予算と思うんですが、これは現段階でどの程度の希望が出されておっ
て、この予算なのか。それと同じく、次のページの2に小規模治山補助事業これに
150万の予算が計上されておりますが、これも現在希望があるのかないのか。そ
ういうことが1点です。

それからもう1点は、今鳥獣被害防止対策事業のことで質問ございましたけれど
も、新規事業の1、捕獲担い手育成事業についてですけれども、これは講習会を開
催しますというふうに書いてございますが、これは農林課のほうで開催されるので
すか、それとも猟友会にお願いするのでしょうか。それが1点。

次の2の鳥獣被害緊急総合対策事業ですが、これは、捕獲・追払・進入防止とい
った対策に要する経費に対して補助金を交付しますということで、これは要するに
住民の皆さんがこの防止対策を行うとすることに対する補助なんでしょうか。それ
とも農林課が一定の防止柵を設置しようという考え方があるのかないのか。鳥獣被
害については2点について、ちょっとお尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） 萬代委員の御質問にお答えいたします。ま
ず、小規模治山事業でございますが、57ページが一番下のこの小規模治山事業は
県の補助事業でございます。この金額につきましては、2件ほど工事を行おうとい
うふうに考えております。この2件にとどまるということが、実は、各市におきま
してこの小規模治山事業の要望が県にかなり上がっております。この中の予算配分
としては、対前年並みというか、最高でも2カ所から3カ所というふうに聞いてお
りますので、一応予算的には、今のところ要望が強い順番設定をしておりますとこ
ろ2カ所を考えております。その他につきましても、ある程度の順番待ちというこ
とになりますが、次の小規模治山補助事業も同じように小規模治山事業でござい
ますが、これらの大小の規模、いろいろあるわけですが、これにつきましては、大体

25カ所程度ございます。昨年度も5件程度だったと思うんですけど、施工はしたんですが、やはり毎年梅雨、あるいは台風の災害によりまして、また新たな箇所が被災するということになりますので、どうしても数的にはなかなか減っていかない状況でございます。そういった中で市単独事業として、58ページの一番上段の補助金制度を市単独事業として設けたところでございます。これにつきましては、補助率が50%ということで、逆にいえば地元さんが50%ほど負担をしないといけないということで、かなり高額にはなろうかと思いますが、何件かの要望はございます。これらの方達につきましては、早期に復旧をしてくださいという要望がございましたので、これの補助金事業としてやろうと思います。

それから、あと全体的な話ですが、小規模治山事業、これは先ほど25カ所と申し上げました。これは、本来、不安定な裏山の部分が崩壊しまして、小規模治山事業を行うわけです。しかしながら、逆に崩壊することによって、その治山が安定するケースもございます。更にいえば、そこがある程度年数が経つことによって、その草、雑草等が生えることによって、表面を保護するということにもなります。見た目では崩れてるのがだんだん分からなくなるというような状況になろうかと思いますが、そういうことも含めまして、昨年度要望が上がった箇所に一軒一軒、また電話連絡して要望継続かどうかということを一応確認はとっております。

次に、講習会の予算概要58ページの下から2行目の担い手の育成事業講習会ということですが、これは農林課のほうで事業主体として行うように考えております。

最後に鳥獣被害の緊急対策ですが、これはハード事業、ソフト事業がございまして、ハード事業につきましては、イノシシ、シカ、サル等の防止柵、これのほぼ材料費につきまして、全額国のほうから補助されます。ただし、設置につきましては地元さんのほうでやっていただくというふうな制度でございます。つまり地元さんが事業主体となって、補助金を投入するというふうな形になります。また、ソフト事業につきましては、箱罾の購入とか、講習会とか、そういうことを行えるわけですが、こちらのほうは要件として、こういうふうな地元組織、協議会が事業主体であることという要件がございましたので、美祢市鳥獣被害対策協議会のほうに委託をしまして、協議会が事業主体となって箱罾を購入していただいたりとか、ということで地元さんの要望に対して貸し出すような形になろうかと思いますが、以上です。

○委員長（高木法生君） はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 新規事業の取り組みについては、なお一層力を入れていって

いただきたいと思います。今、最初の小規模治山事業、25件あるということで、なかなかその中でも県の事業に取り組むのが2件から3件ということになりますと、ほっておけばだんだん草も生えてくるかも知れませんが、自分が生活している家の裏山が崩れてですね、草が生えるのじっと待っているといても、また毎年毎年災害が起こってくるわけですから、住民の皆さんはできるだけ早いところ対応してほしいという希望が強いというふうに思いますので、できるだけ県のほうにも強く要望していただいて出来るだけ住民の不安を早急に払拭出来るような対策を講じて頂きたいというふうに思います。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 予算概要の55ページ、農業費の多面的機能支払事業について、ちょっと確認したいことがございます。これは、拡充ということと、重点事業になっていますが、従来の農地水共同事業、向上事業、それらが大型の一つの事業として取り組まれることになったんですが、当初予算で2,871万円計上しておられますが、この総事業費というのは、多分予算化されている2,700万ばかりは4分の1の経費計上だと受け止めているんですが、そうすると総事業費として、2,871万ということは、その4倍が総事業費として執行されると、併せてこれに該当する面積は1,250ヘクタールという形で説明されたように受け止めたんですが、この辺について、もう一遍確認したいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） 河本委員の御質問にお答えいたします。多面的機能支払事業につきましては、平成26年度から制度の改正がございます。説明で申し上げましたが、昨年までは共同活動、向上活動というものを各協定にやっていたということに対して、最高で7,700円が支給、反当たりされてました。今度の改正に伴いまして、農地維持活動、資源向上活動、それから資源向上活動の中の長寿命化活動というふうな活動になります。これら全てやりますと9,200円になるわけでございます。これが国・県・市全て合わせた額でございます。このうちの4分の1が市の持ち分ということになります。逆にいえば2,771万円の4倍のお金が各協定に支払われるということになるかと思います。予算増につきましては、先ほど申しましたように1,500円の差がありますので、その分の増額と併せて新規事業、新規に取り組んでいただくためのある程度推進を行おうとしておりますので、ある程度の見込みとして数ヘクタールの増加ということ踏まえて、約700万程度の増額としておるところでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 概要書の54ページ、予算書の221ページでございますが、54ページの一番下の俗にいうゴム風船の堰でございます。美東町も数箇所あるわけですが、これ見ると改修を行いますということ書いてありますが、これ現在あるわけですか。もうちょっとその辺私どもの集落もありますし、大田のほうもあります。いずれまた、そういうゴム風船の堰が心配なんです。もうちょっと内容を詳しく教えていただきたいと思えます。

○委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） 岩本委員の御質問にお答えいたします。54ページ一番下の河川工作物の改修事業でございます。これにつきましては、既存の堰が老朽化をいたしまして、というのはバルーン堰で、ゴム製でございますので、ゴムの劣化に寄りまして新たに同じ位置にまた設置するというものでございまして、河川は、ほぼ県の管理になるわけですが、この河川構造物というのは基本的にはなるべく管理者としてみれば、させたくないという前提がありましてですね、全くないところに可動堰を設けるといのは、ほぼ不可能だと思います。既にあるところが古くなったから改修をするということで河川管理者の許可が得ますので、この場合は既にあるものを更に新しく改修するというふうな事業ということになります。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 先般ずっと前に大規模河川改修によって、こういう堰がつけられたわけですが、実際に工事としては、億という金がかかったようにも聞いております。特にさっきおっしゃったように、国やら県の補助で造っていただきまして、大変助かっておりますし、大変喜んでおるわけですが、この辺のことで、今後もし、トラブルった場合には市のほうでやっていただくということですか。

○委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） ただいまの御質問ですが、市でやる場合には、5,000万未満の場合は市が事業主体となって行います。5,000万以上の可動堰につきましては、県が事業主体となってやることとなります。可動堰の場合は、ゴム堰の場合は、事業的に負担率が地元さんは7.5%になるんですけども、鋼製型枠の場合は3%ということになりますので、バルーンの場合はどうしても7.5%の受益者負担金が必要になってくるというふうになります。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） それじゃまた続きまして、概要の56ページの秋吉台の山焼

事業、このことについて、大変住民も関心を持ってますし、事実、秋吉台の山焼きには関係住民の協力がなかったらできない。そこで、かつて共有権を持っておった地域住民の高齢化に伴って作業に参加する人がだんだん少なくなる、対応ができない、そういう状況が現実起きておるわけです。そこで、一番困難なのは火入れではなくて、火道切りとって、全部草を10m幅を刈って区域を管理するわけですが、毎年やっておる。その草刈、そして、その草を全部除けていかななくてはならない。大変集落では、もう対応が困難な状況の集落もございます。今盛んにボランティア募集し、多くの市民の協力も得て、今参加得て、山焼事業が実施されようとしておりますが、これに対して集落のほうから3人とか5人とか応援を頼むような体制ができておるかどうか。いずれこれ、していかないと、秋吉台の草原は人工的に火を入れて、そして草原を維持するわけですから。この山焼行事がなかったら、もう皆、山林化してしまう。そういったことでこのボランティアの受け入れ態勢と要請に対する対応はどういうふうになってるか、一つその辺の方向が出ておればお知らせ願いたい。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） 河本委員の御質問にお答えいたします。御指摘のとおり秋吉台山焼きにつきましては、非常に苦慮しているところではございます。火道切り、火入れにつきましては、近隣の31地区の集落の皆様にお手伝いをいただき、更には連合山口さん、約500名程度ボランティアとして火道を切っていただいたりとか、いうことでしておるのが現状でございます。一昨年、地元協議の中でこういうふうな話題が出ましたので、一昨年各集落に対しまして、アンケート調査を行いました。その中でもうできないという集落は、実際のところは、アンケートを取ってみると、ありませんでした。ただし、5年、10年先は非常に難しい、というふうな回答がございました。というのが現状でございます。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） これは要望ですが、今、地元でどうにか対応しておるのは、よそに出ている家族の方に、ひとつ帰って来て火道切りの時には応援してくれと。集落によったら寄附金を出さんにやいけないとか、そういったところもございまして、みんなが今までの、やはり地域でやってきた行事だからということで参加しますけれども、もう歳をとった人がそれに参加すると危険が伴う、そういったことで地元から要請にあつたら5人でも10人でも3人でも一つ応援方、直接草刈機を持って云々は大変危険です。そこで、広報の応援というのは、除去するとか、いろいろ作業ございます。そういったことに対して、新たな一つ応援をお願いした

いとこれは実態でございます。そして今、南部の方は皆自動車で乗り入れますが、北部の方はなかなかそうはいきません。現地まで歩いていかんにゃいけない。そういう大変な地域を担当している集落もでございますので、そういったところに対する対応を今後検討していただきたいと。これは、住民の切なる要望だと思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。ここで暫時13時まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時00分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、商工費を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい。河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） それでは、商工費につきまして御説明をさせていただきます。予算書につきましては228、229ページ、予算の概要につきましては59ページからになります。

7款商工費・1項商工費・1目商工総務費でございます。主な内容につきましては、矯正施設事業参入推進事業におきまして、美祢社会復帰促進センターでの刑務作業を活用しました市内事業所を活性化する、地域共生事業を実施することとし、この業務に対する委託料496万8,000円を計上いたしております。

次に、竹材資源活用事業におきましては、1,745万6,000円を計上いたしております。このうち、竹材施設活用事業運営補助金といたしまして、1,700万円を計上いたしております。

次に、2目商工振興費でございます。予算書のほうは230ページ、231ページになります。主な内容といたしまして、小規模企業者融資事業として、2,508万円を計上いたしておりますが、このうち、商工組合中央金庫預託金及び制度融資預託金、合計しますと2,367万5,000円になりますが、こちらにつきましては、予算書102ページ、103ページのほうお願いしたいと思います。真ん中の段、20款諸収入・3項貸付金元利収入の一番下になります商工貸付金元利収入といたしまして、2,367万5,000円、預託金と同額のことを歳入として、予算化しておるところでございます。

次に、住宅リフォーム助成事業といたしまして、昨年度に引き続き、市内業者による住宅リフォームをされた方に10万円を限度に工事費の10%を助成する経費として、報償金200万円を計上いたしております。

次に、交流人口拡大事業といたしまして、399万円を計上いたしております。これは、従来のみね桜まつり及びアンモナイトフェスティバルの二つのイベントを交流人口拡大事業としたものでございますが、内容につきましては、みね桜まつりについては、従来どおりとさせていただいておりますが、アンモナイトフェスティバルについては、美祢ランタンナイトフェスティバルとし、台湾のランタンまつりをイメージに、厚狭川の河川公園を中心として、イベントを実施される予定となっておりますので、このイベントに対し、事業補助を行うものでございます。

続きまして、3目流通対策経費でございます。562万円を計上いたしております。消費者問題に対する事業経費として、総額で163万5,000円を計上し、このうち、消費者相談窓口機能強化事業及び消費者自立支援事業につきましては、今年度にも引き続きまして、地方消費者行政活性化事業補助金といたしまして、149万9,000円の歳入を見込んでおります。こちらについては、予算書の95ページとなりますが、お聞きいただければと思います。上から2段目、商工費県補助金といたしまして、先ほど申しました地方消費者行政活性化事業補助金149万9,000円という形で歳入を予定しております。

同じく、流通対策費でございますが、232、233ページの一番上でございます。地域ブランド推進事業として、398万5,000円を計上いたしております。この事業では、六次産業化商品に捉われず、美祢市が誇る市内の特産品等を広くPRするための事業経費でございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） それでは、観光費について御説明いたします。予算書の232、233をご覧ください。予算の概要では61ページでございます。まず、002一般管理業務でございます。主なものは、総合観光振興計画策定事業といたしまして、681万3,000円を計上しております。これは、現在の総合観光振興計画が平成26年度までの計画ということで、平成27年度からの総合観光振興計画を策定するものであります。委員報酬、報償金、費用弁償、印刷製本費及び委託料でございます。

次に、予算書234、235をご覧ください。007観光関係団体連携強化事業といたしまして、美祢市観光協会支援事業950万円を計上しております。これは、協会運営費補助として、協会役職員の人件費でございます。

続きまして、予算書236、237をご覧ください。予算の概要では、62ページでございます。013地域情報発信事業でございますが、主なものといたしまして、フィルムコミッション事業195万7,000円を計上しております。これは、美祢市の自然環境、歴史、文化等の魅力発信のため映画等の誘致活動を行いまして、マスコミ露出をかけ、広く内外に情報発信し、観光交流人口の拡大を図るものであります。研修及び情報交換会への普通旅費と美祢フィルムコミッション組織の活動費を補助するものでございます。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 続きまして、5目道の駅管理経費でございます。予算書のほうは238、239ページになります。道の駅管理経費といたしまして、総額471万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしまして、今年度より、道の駅連携推進事業といたしまして、51万5,000円を計上しておりますが、これは、県内の道の駅の設置者、管理運営者、更には全国・中国道の駅連絡会と連携することにより、道の駅の機能を向上させるための予算でございます。

続きまして、7目企業誘致等対策費でございます。こちら470万円を計上いたしております。主なものといたしまして、昨年度に進出、稼働されました企業2社に対して、一人当たり20万円の雇用奨励金8人分160万円と美祢工業団地入口にあります企業団地の案内看板が腐食、劣化していることから修繕料として、72万9,000円、また、継続的な誘致活動を行うための予算ということで計上させていただいております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、西田六次産業振興推進室長。

○建設経済部六次産業振興推進室長（西田良平君） 9目六次産業化推進事業費につきまして、御説明をいたします。予算書の241ページをお開きください。002六次産業化推進事業といたしまして、六次産業化ネットワーク構築事業、150万円を計上しております。美祢市六次産業振興推進協議会におきまして、提案、審議、成果評価等行います。また、六次産業化に取り組む個人、団体等を対象にセミナーを開催し、知識のノウハウ等を習得していただくことに対する講師謝礼など、必要な費用を計上しております。

予算の概要64ページをお願いします。六次産業化振興推進事業として120万円を計上しております。六次産業化の掘り起こしを行い、地域ブランド化推進事業に発展させるための支援をいたします。

次の地域ブランド化推進事業として、200万円を計上しております。六次産業

化振興推進事業のステップアップした取り組みとして、農林産物を活用し、加工流通サービスに新たな付加価値を生み出す、六次産業化に取り組む事業に対しての支援を行います。

次に新規事業といたしまして、予算書で003ミネコレクション推進事業としてミネコレクション認定事業、30万円を計上しております。美祢市地域ブランド「美祢コレクション」の審査委員等に係る報償費、費用弁償等費用を計上しております。平成26年度は2回の審査会を予定しております。

次に、ミネコレクション情報発信事業といたしまして、240万円を計上しております。予算書では、一番下の段になります業務委託料ということになります。これは、認定商品のパンフレット、ホームページを作成いたしまして、国内・台湾に向けて情報を発信し、積極的にPRを行っていくよう考えております。

次に、育成商品サポート事業といたしまして、30万円を計上しております。予算書では、下から7段目の講師謝礼30万円になります。惜しくも認定商品となれなかった商品を育成商品といたしまして、専門家のアドバイスを提供し、さらに商品価値を高めるために要する費用を支援いたします。

最後に、ミネコレクション台湾マーケティング事業といたしまして、60万円を計上いたします。認定商品を買取り、台湾の大型スーパーなどで、認定商品のPRを行い、認知度を高めるとともに、同時に台湾での商品に対する反応等を調査するための費用で、予算書では消耗品費、通信運搬費等を計上しております。これは、後に商業ベースでの流通の可能性を探る、いわば初期段階の調査でございます。以上で商工費の説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 予算の概要の59ページの美祢矯正施設の事業参入推進事業の件で、この事業参入支援というのが相談員の方のことだというふうに思いますが、昨年も今年度の予算の時の審議にもちょっとお話ししましたが実績がどうだったのかという——今年度ですね。実績がどうだったのかということと。その後にある地域共生事業というのが、どのような事業なのかということと、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの西岡委員の御質問でございます。矯正施設活性化推進経費の内容でございますが、相談員を1名配置しております。

す。今年度の実績、細々したものは形としていただいておりますけれども、大きなものとして、刑務作業のほうに作業提供されてる企業さん方等、国の職員、またSPCの職員等が一堂に会しまして、今後のいろんな刑務作業の発展について協議をする場を設けられたことは、今年度の一つの大きな事業成果だと思っております。併せまして、業務委託料の件だと思いますが、こちらにつきましては、昨年も御説明させていただいたところですが、市内事業者のIT化の推進を図るために、刑務作業を活用して市内事業所のホームページの作成協力や、IT活用したデータプログラム等を無償配付しているという形と併せまして、美祢ナビという形で市内の事業所を紹介する、言うなればホームページのような紹介ページを作成いただいております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） その事業所に配付するITの美祢ナビとか、ホームページを作成するお手伝いをするというようなことが市内事業者さんに周知されてるんですかね。あんまり聞かないような気がするんですけど、そういった事業があるよと、こういうところに申し込めれば、安く提供していただくというようなことが周知があんまり広報されてないような気がするんですが、その辺どうなんでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 今言われましたことにつきましては、反省事項だろうと思っております。積極的にPR活動といいますか、営業活動するようには、うちのほうからお願いをしておりますが、不足があるということでございます。その辺、もう一度徹底して、年度内、まだもう少しございますので、周知を図る対応をとりたいと思います。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 予算概要書の59ページの1項商工費・1目商工総務費の竹材等資源活用事業として、1,745万6,000円計上されています。このことと、同じく概要書の64ページの一番上ですね、2の六次産業化振興推進事業として、120万円計上されております。この二つのことについて、これ関連事項ですから御質問申し上げます。私は、去年の9月だったと思いますが、一般質問を市長にいたしました。その時に私が問題にしたのは美祢農林開発株式会社、その前に最初の1,745万6,000円は美祢農林開発への補助金ですよ。竹箸の損失に対する補助金ですよ。そうだと思います。もういいです。そりゃそうなんで、あえてお答えいりません。この美祢農林開発株式会社の会計処理が少しおかしいんじゃないでしょうかという質問を申し上げました。おかしいと指摘したのは、二つあ

りまして、一つは何かといいますと、そもそも美祢農林開発株式会社は会計処理に当たって、本来業務と指定管理業務を分けて経理すると、こうなっております。明確に協定書にそうなってるんですよね。そのように分けた会計計算書類がありませんか、あれば出してくださいと申し上げました。それについては、あるともないともいまだに返事がありません。もう一つは、もう既にお終わっちゃいましたが、国の緊急雇用対策費、当時700万でしたかね。これの会計処理が間違ってるんじゃないですか、いう指摘をいたしました。これについても、いまだに御返事がありません。今回、1,700万円の補助金について、これ、ちゃんと、これは本来業務ですよ。まず、そこからお聞きします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） このたび予算化させていただいておりますのが1,700万円の補助金でございます。こちらにつきましては、これまで竹箸のいうことでございますので、いわれる部分の本来業務ということになろうかと思えます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほどの質問に戻ります。本来業務と指定管理業務の会計は区分して処理しなさいと、こうなってますが、現在、そのようになっていますか。なっておればまだ25年度は残りがありますけれども、1月までの会計が処理が何らかの形であろうかと思えますが、それを提出してもらえませんか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 私の認識の中では、聞いてるところによりますと、今言われた指定管理の業務と竹箸の業務のほう、こちらについては、分けることとなってるということから、きちんとした会計処理をしなさいという話はさせていただいております。できる限りきちんとした分け方をしているという解釈はしておりますが、明確に分けきれてないところがあるということを感じておるところでございます。すぐに1月末までの状況がきちんとした形を出していただけるかどうかというのは、ちょっと確認してみないと分からないところでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） のんびりしてますよね。あれだけ去年9月のですよ、一般質問で申し上げたにもかかわらず、まだ正確な区分会計がなされてるかどうかわかりません。これどうなんですか、この件も社長さんここにおられるが、聞こうと思ったら趣旨が違ふということで、またお逃げになるけども、これは、まさに経営者の

責任なんですよ。だからまた昨日と同じようなもう水掛け論的な議論しません。だけど本当に今ここに社長がいらっしゃるんですよ。知らん顔してるんですよ。人ごと。これが、まさに第三セクターの重要な問題なんですよ。目の前に社長いらっしゃるにもかかわらず知らん顔ですよ。俺はそんなこと関係ない、そんなふうに見えますよ。もうお答えできんそうですから、もう追求しませんけど、だから代わりに商工労働課長に改めて聞きます。のんびりしすぎてませんか。議会で私が質問し、かつ本来の協定書どおりに会計処理してください。当たり前のことを当たり前にお願ひして、いまだにですよ。あれからもう半年ですよ。正確な処理ができてないからどうのこうのって余りにもスピード感がないんじゃないですか。答えてください。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 坪井委員さんの言われることは、ごもつともだと思います。改めまして、私のほうからもきちんとしたものを早急にまとめていくように指示はしたいと思います。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 約束をなさいました。改めまして、いつまでにお出しになるんですか。それは、この6月ですかね、三セクの会計報告なされますよね。それには間違いなく区分された会計、これが出てくるということを約束してもらえますか。お答え下さい。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 私のほうから言えるのは、そういったきちんとした会計処理、区分別の処理ですか、そういったものでお願いすることはできます。しかしながら、それをどのような形で捉えて出していただけのかというのは分かりませんが、うちのほうからは強く要望させていただきたいと思いますし、きちんとした形というのは本来の形ですので、坪井委員の言われることにつきまして、きちんと説明をさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あなたも無責任な話なんですよ。じゃあ社長さんもここにいらっしゃるけど、そういう役目で今座っとらんと、副市長の役目で座つとると、知らんと、これ無責任じゃないんですか。少なくとも副市長さん耳があるから聞こえてますよね。どうですか。副市長さんとして聞きます。聞こえてますか、私がいつてること、約束してください。副市長じゃないけれど、別の体の半分の分身のあれとして約束してください。できませんか。そんなら改めて参考人として呼んで下さ

い。

- 委員長（高木法生君） これは、手続きがありますから。
- 委員（坪井康男君） 手続きしてください。
- 委員長（高木法生君） まず、坪井さんのほうから私のほうへ申請してください。
- 委員（坪井康男君） 要請します。口頭じゃ駄目ですか。
- 委員長（高木法生君） 口頭じゃいけません。
- 委員（坪井康男君） どうすればいいんですか。
- 委員長（高木法生君） 文書です。
- 委員（坪井康男君） それじゃ後ほど出します。これが終わるまでに文書を出しますよ。だけどね、委員長、そんな四角四面の話じゃないんじゃないですか。本当聞いている、テレビをご覧の皆さんあきれますよ、市民の皆さん。そこにいらっしゃるじゃないですか。
- 委員長（高木法生君） それは分かりますけど。一応ルールに従ってやっていただきたいと思います。
- 委員（坪井康男君） そんなんですか。あきらかに協定書に違反してるんですよ、従来の決算書は。それなのに執行部として、伊藤部長答えてください。ルール違反ですよ。ルールどおりにやらせるって、まだ行ってませんよ。答えてください。
- 委員長（高木法生君） 伊藤建設経済部長。
- 建設経済部長（伊藤康文君） 先ほど課長が言いましたとおり認識しておりますので、そのように指導を図ります。
- 委員長（高木法生君） はい、坪井委員。
- 委員（坪井康男君） 指導ということは、協定書どおりに遵守しろと、そういうことですよね。単にいいました。指導しました。教育的指導しました。出してきません。私は、今まで何回も裏切られてますから、担保とりたいんですよ。きちんとした担保を取ってください。提供してください。
- 委員長（高木法生君） 伊藤建設経済部長。
- 建設経済部長（伊藤康文君） 担保をとるとか、そういうことではなしに、第三セクター対策室として、当然認識してます。そのように指導して、当然改善するように努めますので、それ以上のものはございません。
- 委員長（高木法生君） はい、坪井委員。
- 委員（坪井康男君） じゃあもう一つ別の質問します。さっき申し上げた概要書の64ページの六次産業化振興推進事業費120万です。恐らくこの中に実は、この千七百何十万かの竹箸事業に対する赤字補てんの補助金と、もう一つなんか20万

程美祢農林開発に対して補助金出されておると、そして現に24年度の決算書は、あなたが、これは河村課長自身が会計担当から聞いてつくったとおっしゃってた、あれいね、なんか12万と8万ですか、ありましたよね、あの分がこれに該当するかどうかお答えください。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。前回12万と8万円の合計しますと20万円、これが、六次産業の補助金ですということとで6月だったと思いますが、説明させていただきました。これの20万につきましては、今言われる六次産業化振興推進事業、この一部ということです。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そうしますと、これは指定管理業務に対して支払う補助金でしょうか。お答えください。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございますが、六次産業化振興推進事業の補助金が、こちらが指定管理者に対するものかという御質問であろうかと思いますが、これは、市内の六次産業化に取り組む個人団体に対しての補助金ということになっております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そうしますと先程おっしゃった12万、8万、あの補助金とはこれ別なんですね。じゃあ26年度は、あれに相当する補助金は出す予定はないということですか。美祢農林開発ですよ。に対して。お聞きします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございますが、26年度計画の中で美祢農林開発株式会社が、この補助事業を使った事業をされるかどうかということは、私第三セクター対策室のほうも今現在は確認はとってはいません。申請をされるような事業計画といいますか、六次産業化の取り組みをされるということであれば、申請をする可能性もあろうかと思いますが、今現在は確認はしておりません。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あなたがおつくりになった12万、8万の——あれ、平成24年度決算書ですかね、あれにのってる補助金は、今年美祢農林開発には、お出しにならんと、こういうふうに理解していいんでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問です。平成25年度においても、この補助事業は使われておりません。今現在、平成26年度のこともしましたが、平成26年度の件でこの取り組みをするということも、今現在は聞いておりません。25年度はないということですね。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それじゃ分かりました。それじゃ最後のあれです。同じく、昨年9月の一般質問の際に、要するにその会計処理が疑問があると、本来業務委託契約で国の緊急雇用対策費700万ですかね、払われているにもかかわらず、その収入が営業外収益に計上されてると、これはおかしいのではないですかと、同じ美祢市内にあの国の緊急雇用対策費がプライベートカンパニー支給されてますよね、そのいずれに聞いても売上収入ですと、当然ですと、業務委託契約でも収入だから当然売上収入ですと、口を揃えてお答えになっております。その問題についても、会計処理が適正か否かということについて、いまだに説明もありません。そして、併せてそういう、言うならばはっきりしない疑問のある会計処理がなされるということはやはり美祢農林開発という立派な第三セクターに税理士が入ってないと、それが一番大きな原因じゃないですか、税理士を入れてくださいと、分かりましたといいました。伊藤部長、税理士決まりましたか。お答えください。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 伊藤部長を御指名でございますが、私のほうからお答えさせていただきます。今、税理士の関与につきましては、見積書をいただいて最終決裁をする手前までできておると確認はとっております。今後は、きちんとした形で税理士の方も入られるということであれば、先般、御指摘いただいた件につきましても確認作業ということも含めまして、きちんとしたものをつくらせていきたいと考えております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あなたの日本語は分かりにくいんですよ、税理士が入られればとおっしゃるでしょ、約束に従って税理士が入った暁には、きちんとその問題について、回答をもらおうと。そして、市民の皆様にはっきり申し上げると。こうなぜ言えないんですか。れば、たらとかね、あなたの日本語はよう分からん。もう一遍きちんと答えてください。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの件でございます。今現在、美祢農林開発株式会社のほうで税理士の方に会計処理を確認していただくということ

で最終の細かい詰めをされております。早ければ、この4月から税理士の方にきちんとした会計処理をお願いすることになるかと確認をとっておるところでございます。その場合につきましては、きちんとした会計処理に向けて、先般の問題も含めたものも含めまして、きちんとした形で対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 何回も何回もですよもう聞かせないでください。早ければとおっしゃる。遅ければいつなんですか。教えてください。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 遅ければというところまで想定しておりませんが、5月に入りましたらすぐに、平成25年度の決算処理をしていただかないといけませんので4月中旬、下旬ぐらいだということで今私のほうは想定しております。以上です。（発言する者あり）

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 予算の概要60ページです。それから、予算書は231ページ、住宅リフォーム助成事業についてお尋ねします。今年度と同様、来年度も200万円予算化されてますが、今年度の実績と経済効果はどのようなものでしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。細かいところまで資料を持ち合わせておりませんが、最初の申請があったの4月22日、最終の方が6月4日、この間に24の方が住宅リフォームの申請をされております。24名の方に対しまして、助成額として197万9,000円を支出させていただいております。経済効果的なものでございますが、対象となっております工事額については、3,815万8,000円という工事費の合計額になっておりますので、20倍ですか、ざっくりといきますと約20倍ぐらいの経済効果があったものと考えております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 昨年度のこの場におきまして、好評のようであったら補正も組んでまたやりたいというふうなお話もありましたが、来年度はいかがでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。こちら

の住宅リフォームの助成制度につきましては、県内の市町においても実施されているところでございます。平成25年度につきましては、実績として13市3町、全体の約68%という市町のほうで対応しております事業です。平成26年度の事業を実施される市町につきましては、これが県の資料なのではっきり言えないところでございますが、50%きるということ制度自体を止められる市町もできるといのが現状でございます。私どもといたしましては、引き続き3年目、200万円という形で今年度と同額の予算を組まさせていただきました。経済効果がある事業ではございますが、一時的な効果ということよりも、ある程度継続的に効果を示していきたいなど。限られた予算の中でそういった形で予算化をさせていただいておるところでございます。今、山中委員が言われました件につきましても、十分理解はしているところではございますが、できることであれば、末長く事業を続けていきたい事業の一つであろうと考えております。御理解のほうお願いいたします。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。概要書の64ページですけど、これの商工費で、4番のミネコレクション台湾マーケティング事業の中で、ミネコレクションを台湾においてPRするとともに、認定品の更なる向上云々とありまして、現地での意見要望等の調査をしますとありますが、これより前に1年前に現地に事務所を構えておられて、詰めておられたと思いますが、そこでのニーズとか、今言った要望、意見とか、台湾の方のニーズとかはどのくらい掴めていたのでしょうか。報告があったのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、西田六次産業振興推進室長。

○建設経済部六次産業振興推進室長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えいたします。台湾マーケティング事業ですが、台湾のほうに事務所がございます。担当職員のほうが大型スーパー等、あるいは旅行代理店等を随時回っておりますので、そういったようなところを手がかりに、今後大型スーパーを中心にこういうふうなマーケティング調査等も行っていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、県の流通企画課のほうで、この辺の交流事業を進めております。こちらのほうも併せて、事業紹介等もございますので、メリットがあるというふうに判断した場合には、県の事業に則った形でPRのほう行なわせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 概要の61ページ、3番の観光関係団体連携強化事業という

ことで、観光協会への支援金として、950万円が計上されております。一方、この総合計画の実施計画の中のこの関係団体、観光協会法人化に伴う支援とか、アンテナショップ982万3,000円が、この26年度予算のまとめに上がっています。どんな内容の支援をされるのか、ただ一括して観光振興と言われるけれども、関係団体への支援の中身について、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。観光関係団体連携強化事業ということで、今こちらの一般会計では市観光協会補助金と秋芳梨組合の宣伝補助金、合わせまして、982万3千円を計上しておるところでございます。市観光協会補助金につきましては、先ほども御説明いたしましたように、委託職員の給与の補助金でございます。秋芳梨組合の宣伝補助金につきましては、梨狩りシーズンに梨組合さんが新聞等に広告を出されます。その際に秋芳洞、秋吉台という文字を入れてらっしゃいます。これは、観光宣伝に当たるということで、こちらのほうの助成をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 先ほど人件費という、組織に対する人件費、そういった補助をして振興を図るといふのはいかがなものだろうか、内容、どんな事業するからそれに対して支援をするということなら分かるんですけど、人件費ということについて、ちょっと分かりにくいんですが、その辺をもう少し説明してください。人件費、組織の人件費を補助していくというのは。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問でございます。観光協会の職員と言いますか、こちらは専務理事が1名、事務局長、こちらが1名おります。この2名の給与、法定福利費等でございます。あとは、役員の方の活動費の補助をするものでございます。この基盤をまず、しっかりさせることを考えて、この運営費の補助を行っているところでございます。事業費のほうにつきましては、特別会計のほうでいろいろと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 観光振興のためにそういう、この外部団体を育成されることは、これ結構なことですが、自らの財源確保、そして運営とこういうものは他の観光協会等はいろんな事業を展開しておられます。そして、財源確保もされておりますが、そういう一人歩きができるような体制は、現段階ではできないんですか。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問でございます。河本委員おっしゃるとおり観光協会、自立した組織になるのが当然だとは思っておりますが、こう言うと甘いかも知れませんが、法人化されて今年の4月ですから、まだ丸1年、そういった自主事業をしながら財源確保を目指しているところではございますが、まだ行政としての支援が必要な団体であるというふうに認識しております。将来的には、独立した団体として運営をされることになると思っております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今回の河本委員さんの関連質問です。このお金は補助金ということで認識していいのでしょうか。（発言する者あり）いいですね。そうしますと補助金というのは、これどなたに聞いたらいいんですかね。財政課長ですか、補助金というのは寄附行為ですよ。であるならば、補助金交付要綱というのを当然つくってなきゃいかんですよね。そうでないと補助金というのは垂れ流しになっちゃうんですよ。今のようなお話だと、観光協会自立できませんから。そういう意味で観光協会に対する補助金交付要綱というのができてははずなんで、それちょっと提出していただけないか。見たいんです。お願いします。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問でございます。予算補助ということで、美祢市の補助金交付要綱で対応いたしております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 市の補助金交付要綱ってなんですか。美祢農林開発株式会社に対して先ほど1,700万ちょっとの補助金ありますよね、ちゃんと1,700万に対する補助金交付要綱というのができてますよ。今のお話はちょっと違うと思います。そんな一般論じゃないと思いますよ。補助金がそんな一般論でどんどどこんどこ出せるんだったら苦労ないですよ。おかしいと思いますよ。正確にもう一遍答えてください。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの御質問でございます。交付要綱は市の交付要綱を適用しております、決裁を頂戴し、それで補助金を交付執行しているところでございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） もう一遍改めてお伺いします。補助金というのは地方自治法

で定めている、何ですか。お答えください。

○委員長（高木法生君） はい、藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。補助金ですので、この場合ですと団体が行うことの一定の事業に対して、助成補助するという性格のものであります。予算上では、負担金補助及び交付金として支出されるべきものだと考えております。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私は今、地方自治法の何に該当するんですかとお聞きしたんですよ。答えてないんじゃないですか。

○委員長（高木法生君） はい、藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） すいません。御質問の趣旨がちょっと私のほうで理解できないので、地方自治法上の補助金は何かということですかね。質問のもう少し奥が答えられるようお願いしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 寄附金じゃないんですか。条項は忘れましたが、どうですか。

○委員長（高木法生君） はい、藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） 補助金ですから、事業に対する補助、あるいはそういった活動、基盤に対する補助であると考えております。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 本当にそうですか。財政課長が一番詳しいんじゃないですか。寄附金じゃないんですか、地方自治法の二百何条かの、寄附金というのはね、きょうは統合戦略局長見えてないですよ、この間、随分議論しましたよ、公益性がどうのこうのとか、厳しい条件があるんですよ、勝手に垂れ流しでどんどんどん決裁受けたからといって出せないんですよ、それをお聞きしてるんです。私はね、もう先に心配を言っておきます。観光協会は際限なく膨らんでいきますよ。補助金といって。それを心配してるんです。はい決裁受けたから、はい出します。はい決裁受けたから、はい出します。そうじゃないんですよ。もし、寄附金に該当するならば、公益性ってすごい縛りがあるんですよ。観光事業だから、そりゃあ公益性が高いと言えばそりゃあそのとおりですがね。なるがゆえに、さりげなく垂れ流し出だしていいというんじゃないんですよ。地方自治法の寄附金の縛りは非常に厳しいんですよ。あなた方はそれだけの認識がない。それを指摘しておきます。しっかりと勉強してください。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、土木費を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） それでは、土木費について御説明をいたします。予算書は242ページからでございます。概要書は65ページからでございます。2目地籍調査費でございますが、予算書を1枚めくっていただきまして、245ページの説明欄003地籍調査事業につきまして、8,301万3,000円を計上いたしております。主な事業費といたしましては、下から7行目に測量委託料として、6,759万3,000円を計上いたしております。平成26年度の調査対象地区は、概要書の65ページに記載しておりますとおり、東厚保町山中の一部、1.16平方キロメートルと美東町大田の一部、1.96平方キロメートルを予定しております。財源的には、国が50%、県が25%の補助を受けて行うものでございます。

また、下から4行目に業務委託料として、700万円を計上いたしております。これは、平成26年度から新規事業として実施いたします地籍調査境界立会委託事業でございます。これまで、市の職員が直営業務で対応しておりました一筆地調査等業務の一部を森林境界の保全のため森林組合に委託することにいたしております。財源的には一般財源でございます。

続きまして、その下の2項道路橋梁費・1目道路維持費でございますが、主な事業費といたしましては、1枚めくっていただきまして、247ページの説明欄の上から2行目、概要書は、66ページでございますが、報償金といたしまして、400万円を計上いたしております。これは、道路を良好な状態に保全し、地域コミュニティの醸成と環境意識の高揚を図るため、美化活動される団体に対して、報償金を交付しているものでございます。平成26年度から、市道以外の生活道においても、報償金の対象道路として取り扱うこととしております。ただし、2m以上の幅員があり、起点が市道、県道、国道のいずれかに接し、関係戸数が2戸以上に接道しているところまでの赤線を含む生活道が対象範囲となります。財源的には、一般財源でございます。

続きまして、概要書は1枚戻りまして、65ページでございます。主な事業費といたしまして、国庫補助事業でございますが、予算書は247ページ、説明欄の上から8行目の測量設計委託料、11行目の道路整備工事、13行目の土地購入費、

15行目の補償金のうち、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、5,000万円を計上いたしております。これは、秋吉台上にある秋吉台隧道において、トンネル施設点検結果を踏まえた補修工事の詳細設計業務と、大嶺町奥分桃ノ木上地区において、麦川桃ノ木線法面防災対策に伴う詳細設計業務及び工事費でございます。財源は、国の60%の交付金でございます。

続きまして、3目橋梁維持費でございます。予算書は248ページ、249ページをお開き願います。概要書は66ページでございます。予算書の右のページの説明欄001橋梁整備事業といたしまして、2,070万円を計上いたしております。主な事業費といたしましては、国庫補助事業でございますが、予算書のほうは、説明欄の上から2行目の測量設計委託料、3行目の施設整備工事、5行目の補償金を併せまして、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、1,800万円を計上いたしております。これは、この度策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に従い実施するものでございます。当修繕計画は、この先50年間の財政負担を平準化しながら、安心・安全に道路を利用できるように策定しております。平成26年度につきましては、大嶺町東分地内の跨線橋、なかよし橋の測量設計委託料と、大嶺町北分地内の向三木屋橋の測量設計委託料及び橋梁補修工事でございます。財源は、国の60%の交付金でございます。

続きまして、予算書は、その下、概要書は67ページでございます。3項都市計画費・2目街路事業費でございます。右のページの説明欄001街路事業といたしまして、4,840万9,000円を計上いたしております。主な事業費といたしましては、国庫補助事業でございますが、予算書のほうは、説明欄の一番下の測量委託料、1枚めくっていただきまして、予算書251ページの説明欄の上から5行目の土地購入費、6行目の補償金のうち、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、3,400万円を計上いたしております。これは、市道渋倉伊佐線道路改良に伴う県道下関美祢線交差点部の測量委託料と、土地購入費及び立木補償金でございます。財源は、国の60%の交付金でございます。

続きまして、5項住宅費・1目住宅管理費でございます。予算書は254ページ、255ページをお開き願います。概要書は68ページでございます。予算書の説明欄002住宅・建築物耐震化促進事業につきましては、住宅・建築物の耐震化を促進する事業を実施する者に対して補助するものでございまして、292万円を計上いたしております。

また、その下の003高齢者向け優良賃貸住宅事業につきましては、事業者がバリアフリー仕様や緊急通報装置の設置など、一定の整備基準を満たして供給する高

齡者向けの賃貸住宅への家賃減額等補助金でございまして、765万9,000円を計上いたしております。いずれも社会資本整備総合交付金事業でございまして、財源は、国・県を合わせまして75%が補助対象でございます。

続きまして、その下の2目住宅建設費でございます。右のページの説明欄001公営住宅等整備事業につきまして、1,150万円を計上いたしております。これは、社会資本整備総合交付金事業による公営住宅の手摺り設置工事でございます。伊佐町伊佐地内の森時団地と万倉地団地及び大嶺町奥分地内の三ツ杉団地、大嶺町東分地内の上領団地におきまして、手摺り設置工事を行うものでございます。財源は、国の50%の交付金でございます。以上です。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。予算書の251ページですが、都市公園管理費ですけど、これは昨年の予算書を見ますと600万円以上の増ですが、この中で見ましたら委託料が6件あります。この6件の中の浄化槽の管理委託は別としまして、ほかに5件あるんですが、その5件についてお尋ねします。この中の清掃委託料と環境整備委託料というのが25年度にはないんですけど、新たに出てます。そして、この25年、この中のそのうちの業務委託料については、900万の予算ですけど、25年度は382万なので500万もふえてるんですね。そのうち、また公園管理費、浄化槽の下ですけど、公園管理業務委託料とありまして、これも725万と。その下も全く公園管理委託全く同じですよ、それが53万あるんですけど、なぜこれ二つに分かれてるのかということもちょっとお願いいたします。昨年はこれが、公園管理費が一本になってるんですけど、26年度では二本になっているのはどういう理由からでしょうか。以上の点いくつかありましたが、お願いいたします。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） それでは、三好委員さんの御質問にお答えしたいと思います。最初のほうちょっとお聞き取りづらくて、ちょっと分からなかったのですが、最後のほうの御質問に先にお答えさせていただきたいと思います。公園管理業務委託料725万4,000円につきましては、市内の公園の管理業務を委託するものでございます。その下の公園管理業務委託料は、トイレ汚泥引き抜きに対しまして——それと桜山総合公園の管理としまして、個人の方に委託しておりますが、そちらの業務の内訳がそういうことになっております。分けた理由といたしましては、桜山総合公園を別に予算計上したものでございますが、今思うと一

緒でよかったかなと思います。そういう中身で予算分けてあります。桜山公園とその他公園ということです。以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員最初の質問二つお願いできますか。補足説明ありますか。（発言する者あり）はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） 続けてお答えいたしたいと思います。このふえた主な原因は、去年は桜山総合公園とその他公園と分けて予算書を作成したのために、このたびは公園ということで一本化したために、いろいろな誤差が生じております。清掃委託料21万9,000円、あるいは環境整備委託料等は桜山総合公園に関することでございます。続きまして、委託料の下は、これは業務委託料900万9,000円は、桜山総合公園の業務委託料が入り込んでおりますので、金額がアップしております。ほかには桜公園の業務委託料とか、このみね桜公園委託料等がこの中に含まれております。全体的には桜山総合公園とその他公園が一緒になったというところで予算の数字が変動してるということで御理解していただければと思います。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 委託業者の方は同じ業者ということなんですか。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） 若干の変動はあるかと思えます。例えば消費税分等ですね。それと少し桜のですね、みね桜公園、あるいは厚狭川沿い桜並木の維持管理に関する費用を少しアップさせたりしております。（発言する者あり）しません。業者分けて発注しております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 概要書の66ページの一番上です。予算書でいえば247ページ、さわやかロード美化活動事業、今までは市道美化活動事業ということで、大変素晴らしい事業だと感心しております。私ども集落は、美東町駅伝競走大会が2月の第1日曜日に必ずあるわけですが、その応援しようということで、3キロぐらいずっとちょうど何回もやっておりますし、だいたい1月下旬の最終日曜日にこの道路を改めて草刈なんかをするんですが、去年が280万、今年は400万ということで、120万ぐらいふえておりますが。今の説明聞きますと農道もいいということですが、大変去年も頂きまして良かったんですが、今年人気が良いければ補正なんか組んでいただけるような予定がありますかどうかお尋ねいたします。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。今の御質問の中に農道という表現がありましたですけれども、一応生活道ということで2件以上の建屋が接しているということが条件でありますのでそれを御理解していただいた上で、実績的に言えば昨年より——24年と25年に実施しておりますけれども、報償金として、10万7,000円ぐらいアップした感じになっております。ですから、生活道を例え入れたとしても、ある程度、十分余裕は見てありますけれどももちろん皆様方が手をあげていただいて市道の美化に対してやっていただけるものならですね、補正も考えていきたいと思っておりますので、そういう考えでしております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） それではですね、ああいう作業を集落のものが一緒にやると集落のコミュニティーという意味も大変これからも大事になってくると思います。それで、伊藤部長が最初の時に先では自主的に補助金出んかもしれんけど、自主的にやってくれというような——最初の時に確かそう聞いた覚えがありますが、我々がぜひ続けていただくようお願いをいたしまして終わります。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それではですね、予算概要書66ページで、予算書249ページ、道路新設改良費と橋梁維持費についてです。国のほうから見ますと公共事業6兆円ということで、前年よりも7,000億円ついと、政策経費もふえてると。そういった中であって今回、道路新設改良費、橋梁維持費、これ全部削減とか、結構大きい額になっておりますね。削減ね、これは、今建設課長のほうも話があったけれども財政負担の平準化ということで、その辺で調整はされているとは思っております。それで、特に橋梁維持費につきましては、測量設計委託料が1,100万円ついてますね。設計早くしようということでやって、あと施設整備工事が500万ということで、今後設計委託料が結構大きい額ですから、今年度よりも逆に来年度のほうの橋梁の整備がぐっと私は進んでいくんじゃないかと、このように思ってますけど、そういった考え方でいいですか。ちょっと確認。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） ただいまの御質問にお答えいたします。ただいま橋梁長寿命化計画を策定しております、今年度で終了ということで、ほぼ計画が終わっております。美祢市の橋梁は526橋ありまして、現時点で50年経過した橋梁数は176橋、全体の約33%を占めております。20年後には417橋、全体の79%に達すると見込まれ、早急に高齢化の橋梁等を補修していくよう

な報告書になっております。それで、財政的な平準化を図るために50年間、年間約1億ぐらいかけて平準化して橋梁をなおしていこうというような計画を今、立てております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ということで、その辺わかるんですけども、毎年、今後橋梁の老朽化の対策として1億円程度、毎年かかっていく、我々のインフラ整備というか生命、命を守っていくためには大事な部分ということで進めていくということで、この設計のほうも1億程度の橋梁の補修等行っていくにあたって、設計も1,000万程度は必ず設計の委託料がかかるという認識でいいですかね。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） ただいまの御質問にお答えいたします。必ず橋梁補修する前には、詳細設計が入ってまいります。その額は、約1,000万ぐらいは入ってまいります。それと、点検等は毎年ある程度頻度で実施していかないといけませんので、職員がやる部分もありますけれども、やはりコンサルに頼んで点検しないといけない条項もありますので、業務委託と設計測量と点検料というのが何割かはかかってくるということです。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） その辺よく分かりました。それで今後橋梁の更新というのは、あくまでももう50年以上経ったやつが176橋あるということで、その更新する基準というのは、あくまでもこの年数、建設から長いからということでやるんか、それが優先的なんか、それとも場合によっては年数が新しくても結構厳しい状況になることもあると、その辺の優先順位というものをただ年数でいくんか、その点まず——それ以外に何かあるか、その辺が第1点と。今後橋梁に対しては、何割程度今現時点で更新——これもうずっと続いていくことかも分かりませんが、何割程度がだいたい安心なってるかどうか。大丈夫なのかということ——目標に対してどの程度の橋梁に対しては、更新というか、補修がなってるか、この2点最後をお願いしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） ただいまの御質問にお答えいたします。一応老朽化してるのが、優先順位は上がってくると思われまます。ただ緊急順位、あるいはバス路線、それとか交通量が多いところを加味しながら、そして地域性を重視しながら決めていくようになろうかと思ひます。もちろん1年平均、平準化してますので、1億円という予算的な縛りもありますので、順次そういった考え方で橋梁を

選んでいこうと思っております。

○委員長（高木法生君） はい、伊藤建設経済部長。

○建設経済部長（伊藤康文君） 526橋ございまして、経年年数いろいろございます。先ほどいったように50年経過したのが176橋ですから33%ですかね——ある現実でございます。20年後には、またふえていくということで、当然今回の点検の時に通常点検というか、点検しております。その中で年数が単純に経ってるからそれが危ないかどうかというのは、一概に言えないわけでございますが、諸般の環境によります。当然、考え方は橋が50年で駄目だという意味ではございません。50年経とうが、30年であろうが、点検の結果より詳細な点検調査が必要だということになれば、もし長寿命化を図るためには、当然長寿命化ですから延命といえますか、50年持つものを予防保全することによって、75に延ばすとか、早めの予防保全については、100年でも延びる場合もございます。その辺でどの橋が云々ということじゃございまして、今現在一般的な通常点検した形では何パーセントかは当面5年1回の定期点検で観察するべきだとか、ほとんど確認することではあるとかいうことで考えております。したがって、それぞれの橋で個別に考えるということで、今現在なんぼが安全だという——一概にどういうものが安全といえますけど、一応通られたところは、一応安全という認識をしておりますので、そういう認識で数等なんぼが安全だとかいう認識のものではないということで、御理解願いたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ようやと当てていただきましてありがとうございます。私地籍調査事業につきまして、若干お伺いしたいがというふうに思っております。今年の面積は312ヘクタールというふうにこれ書いてありますけども、私の記憶では昔秋芳もまだ終わってない時代、美祢・美東・秋芳でですね、調査しておったときは、1,000ヘクぐらいやってたんじゃないかなという記憶があるんですけど、いかにも300じゃですね面積的に少ないがという思いをしております。このままいくと50年じゃなく60年、70年かかりそうな気がしますけど、もうちょっと予算がどうかならんもんじゃろうかと、これはですね地籍調査というものは、予算と人員の投入でこれ、比例するわけですけど、予算が厳しい時代でなかなか難しいとは思いますが、もうちょっと考慮できないかなと、今年こういうふうになっておりますけれど、もうちょっと考慮できないかというこういう取りあえず質問をしておきます。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） ただいまの御質問にお答えします。本年度の地籍調査のする面積が若干減っております。それは、美祢市の東厚保町の山中地区が最終年度に近くなっておりまして、その関係上残る面積が1.03平方キロメートルということなので、事業がちょっと減っておりますが、今、委員さんがおっしゃられましたようになるべく早くに地籍業務を終えたいと思っておりますので、県のほうや極力広範囲な面積を地籍調査させていただくよう要望はしてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 一つですね、県のほうへですね、一つようお願いしてですね、ふやしていただきたいということで、これ面積はこういうふうになるというのは、やはり県の事情もあるんですか。市の予算だけじゃなく。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） ただいまの御質問にお答えいたします。事情的にはうちが一応割当していただく面積をこちらが算出して県のほうに報告するわけでございますが、山口県下まだまだ地籍調査が進んでない市町があると思われまますので、その辺の配分は県の方がやられると思っております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 分かりました。私ですね、地籍調査というのはただ単に境界の確定だけではないと思うんですね。これは私もいろいろ調べておりますけどですね、全国市町村によっては、これを重大な社会インフラとしてですね、この調査の上に、これを基盤にですね、住民情報、いろんな情報をですね、全部のしていくというそういうところもやっておりますからですね、これ大きな社会インフラというふうに思っておるんですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、伊藤建設経済部長。

○建設経済部長（伊藤康文君） 秋枝委員の認識はまさに正解だと思っております。当然地籍調査というのは、当然個人財産、公共の土地もありますが、それが数値化、明確化になることによって税制の整合性も図れますし、万が一崩壊なり、崩れたときにもその辺が復元しやすいと、それかつ都市計画事業する場合に事業が推進しやすいとか、それ以外に個人的に言えば子どもの代に譲るときに、その辺が明確化になって財産が確実なものになるというようなこと等でございます。先ほど課長のほうで回答しましたが、現実的には国のこれは負担金事業でございます。財源も負担金として県支出金でまともてはおりますけど、国が50%、県が25%です。国の50%がかなり難しく、結局は締められて美祢市が要望かけて、時には先ほど秋枝

委員が言われたみたいにもう少し面積があったと思います。それから、ずんずん全体的に縮小されて今に至ってるということは若干言えます。今回、若干美祢地区のあれで調整のため少なくなったというのはございます。その辺も含めまして、今後大変な重要な事業ということで、また重ねて県にも要望を重ねたいと思っております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） ほんとひとつよろしく願いいたします。とにかくこれは、重大な社会インフラだと思いますので、これは大事なことだと思います。最後にですね、財政課長さんお聞きするんですが、これは補助率は国が50、県が25と75ですね。市が25出すんですが、私若干、ちょっと、多分なんですけど地方交付税の補てん措置で最終的には95ぐらいいくんじゃないかというようなことも聞いた覚えがあるんですが、その辺もし資料があればですね、今でお示しいただきたいというふうに思います。なかったらよろしいです。

○委員長（高木法生君） はい、白井財政課長。

○総務部財政課長（白井栄次君） ただいまの秋枝委員の御質問ですけれども、ただいまおっしゃいました地籍調査事業に対します国の交付税措置ということでございますけれども、これは普通交付税ではございません。特別交付税のほうでの交付というふうになってございますので、その中でまた昨日も若干申しましたけれども、美祢市のこういった状況を参酌していただくようにということで、特別な配慮を国に対して求めておると言う状況でございます。

○委員長（高木法生君） はい、秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） よく分かりました。本当ですね、先ほどから言いますように重大な社会インフラと思っておりますので、これを本当住民の要望も強いというふうに思っております。一つよろしく、また面積を拡大の方向で一つ取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。この際2時45分まで休憩をいたします。時間厳守でよろしくお願いいたします。

午後2時30分休憩

.....
午後2時45分再開

○委員長（高木法生君） きょうは、東日本大震災の発生から3年を迎えました。こ

の震災により犠牲になられた方々に黙祷を捧げ御冥福をお祈りしたいと思いますので御協力をお願いいたします。皆さん御起立をお願いいたします。黙祷始め——黙祷終わります。御協力ありがとうございました。

休憩前に引き続き委員会を開きます。消防費を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、阿野消防総務課長。

○消防本部総務課長（阿野一俊君） 消防費について説明をさせていただきます。予算書254、255ページ、9款消防費・1項消防費・1日常備消防費について、主だったものについて御説明を申し上げます。それでは、予算書の258・259ページをお願いします。続きまして、概要書69ページをお願いいたします。予算書の中ほど、005石油貯蔵施設立地対策補助事業といたしまして、災害活動用資機材整備事業費54万9,000円、これは消防隊員の活動連絡体制充実のため携帯トランシーバー9台を配備するものです。

次に、予算書260、261ページをお願いいたします。010消防・防災施設等整備事業といたしまして、高規格救急自動車更新事業費3,400万円、これは救急体制の高度化を推進するため、東部出張所配備の高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新整備をするものです。

続きまして、012消防救急無線デジタル化共同整備事業といたしまして、消防救急無線デジタル化共同整備事業工事負担金2億4,669万9,000円、これは下関市と共同で行うデジタル化整備に伴う負担金であります。

次に、2目非常備消防費について主だったものについて御説明いたします。予算書の262、263ページ及び概要書の70ページをお願いします。003消防団拠点施設等整備事業といたしまして、消防ポンプ自動車等更新事業費1,322万4,000円、これは消防体制充実のため小型動力ポンプ積載車2台を更新整備するものです。

次に、3目消防施設費について御説明いたします。001消防・防災施設等整備事業のうち、施設整備工事といたしまして、耐震性貯水槽設置事業費1,002万3,000円、これは市内2カ所に耐震性貯水槽を設置するものです。これにつきましては、消防防災施設整備費補助金で対応いたします。同じく、既設防火水槽改修蓋設置事業費604万8,000円、これは市内4カ所の既設防火水槽を改修して、安全管理上及び水質悪化防止を兼ね蓋を設置するものです。

4目水防費については省略をさせていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、教育費を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、月成学校教育課長。

○委員長（高木法生君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） それでは、教育費について御説明をいたします。予算の概要は71ページをお開きください。予算書は少し飛びますが、268から269をお開きください。主なものについて御説明をいたします。10款教育費・1項教育総務費・3目指導費、新規重点として、新しい学校をつくる美祢コミュニティスクール推進事業として、250万円を予算計上しております。これは、既に指定している5校に加え、市内全小中学校25校をコミュニティスクールに指定し、学校運営協議会中心にして、地域とともにある新しい学校づくりを推進する事業です。

同じく、その下になりますが、世界へ羽ばたく人財育成事業、予算書のほうの番号は、007になります。世界へ羽ばたく人財育成事業として、70万円を予算計上しております。これは、東京大学市川教授の指導による教職員研修等により教員の資質向上を通じて、美祢から世界へ羽ばたく人財の育成を目指す事業でございます。

同じく、予算の概要のその下になります。子どもの夢を叶える特別支援学校誘致推進事業でございます。子どもの夢を叶える特別支援学校誘致推進事業として、100万円を予算計上しております。これは、美祢市の特別支援教育の実態調査・研究及び今後の特別支援教育の基本方針の策定、特別支援教育に関わる人財の育成、さらには、市民への特別支援教育の理解啓発活動等を通じて、美祢市全体の特別支援教育の充実を図ることで、特別支援学校の誘致活動を促進する事業でございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 続きまして、予算概要72ページになります。一番上の1目学校管理費のスクールバス等運行経費でございます。これは、児童の安全確保のための送迎用スクールバス運行経費でございます。1,604万3,000円を計上しております。この3月末に閉校します下郷小学校、本郷小学校の児童を秋吉小へ送迎する経費と送迎用のマイクロバスの購入経費も含まれております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 予算の概要は同じページになります。中段になります。社会科副読本事業でございます。予算書のほうは、274ページ、275ページになります。2目教育振興費、007の社会科副読本事業として、213万円を予算計上しております。これは、市内全小学校の3、4年生を対象にした美祢市の自然、歴史さらには美祢ジオパーク構想等の内容を盛り込んだ副読本を作成し、ふるさと美祢を愛する子どもたちを育てる事業でございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 続いて、同じく予算概要の72ページになります。3目の学校施設整備費でございます。小学校施設整備事業として、これは、小学校17校の施設維持補修、それから工事費等ございまして、2,182万6,000円を計上しております。

続きまして、予算概要の73ページになります。一番上になります。小学校施設耐震化事業といたしまして、350万円を計上しております。これは、於福小学校屋内運動場の耐震補強工事の実施設計を行うものでございます。耐震工事につきましては、平成27年度で実施予定としております。

次に、新規事業でございます。小学校の非構造部材耐震点検事業でございます。これは、大嶺小・豊田前小・大田小・綾木小・淳美小の5校の屋内運動場の非構造部材、いわゆる天井材とか内壁材、それから照明器具等の落下防止の耐震化を行うために平成26年度で実施設計を行うもので、410万円を計上しております。耐震化工事につきましては、平成27年度で実施する予定としております。

次に、3項中学校費・1目学校管理費でございます。重点事業の中学校管理事業といたしまして、中学校8校に係る学校運営維持のための経費といたしまして、4,661万3,000円を計上しております。

続いて、予算概要の74ページ、3目学校施設整備費でございます。新規事業になりますが、中学校非構造部材耐震点検事業でございます。これは、伊佐中学校の屋内運動場の非構造部材の耐震化を行うための実施設計に係る経費といたしまして、90万円を計上しております。これにつきましても、耐震化工事は平成27年度で実施する予定としております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 続きまして、5項社会教育費・1目社会教育総務費でございます。主だったもののみ御説明させていた

できます。予算書284、285ページをお開きください。予算の概要書は75ページになります。予算書説明欄006美祢カルスト子ども映画祭開催事業といたしまして、57万4,000円計上しております。これは、昨年新規事業として取り組んだ事業で、映画制作を通じて、子供達の表現力、コミュニケーション能力、ICT活用能力を養成するもので、子ども達が自ら制作した3分間の映像作品をコンテストする、アジア国際子ども映画祭の中国ブロック予選会として開催するものでございます。なお、26年度の映像作品のテーマは私の夢に決定しております。

次に、008堀越コミュニティセンター建設事業でございます。予算の概要は76ページをお開きください。堀越コミュニティセンター建設事業費といたしまして設計費、施設整備工事費、施設除去工事費等合わせて、1億491万7,000円計上いたしております。これは現在、堀越地区に堀越会館がありますが、老朽化が著しく災害時の避難施設として指定されておられません。このため、近年の集中豪雨や災害に備え、安全・安心対策及び地域活性化のコミュニティの場として建設を行うものでございます。

次に、予算書290、291ページをお開きください。4目市民会館費でございます。予算の概要は77ページでございます。25年度と比較して、9,246万5,000円増額し、1億2,015万1,000円計上しております。主な増額理由といたしましては、予算書293ページ中程——少し下になりますが、施設整備工事として、9,200万8,000円計上しております。内訳といたしまして、美祢市民会館の空調設備の老朽化に伴う改修工事に8,208万円、市民会館の軒裏打ち込みアンカーの経年劣化による補強工事に992万8,000円を計上いたしております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、高橋文化財保護課長。

○教育委員会事務局文化財保護課長（高橋文雄君） 続きまして、5目文化財保護費についてであります。予算の概要の同じページでございます。新規事業といたしまして、東大寺サミット開催事業に250万円を計上しております。これは、全国から、東大寺建立等にかかわった市町村が集う東大寺サミットを、この美祢市で開催するための経費でございます。

続きまして、同じく新規事業の大田・絵堂戦役150周年記念事業に130万円を計上しております。これは、平成27年1月に明治維新につながる大田・絵堂戦役150周年となることから、同事業実行委員会に補助を行うものであります。施設費、秋吉台科学博物館費につきましては、省略させていただきます。以上であります。

○委員長（高木法生君） はい、末岡教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） 予算の概要資料80ページをお開きください。項社会教育費・目ジオパーク推進事業費の事業説明をいたします。まず、ジオパーク推進協議会への負担金を1,853万9,000円を計上しております。本協議会が実施いたします主な事業といたしましては、地学オリンピックに挑戦する高校生を対象に集中講座を行います地学オリンピックチャレンジ講座開催事業や本市の大地遺産に関する学術調査に対し助成を行いますジオパーク研究チャレンジ助成事業などを計画しております。

次に、ジオパーク拠点施設将来構想検討事業といたしまして、42万1,000円を計上しております。これは、日本ジオパーク委員会からの指摘事項に対しまして、ジオパーク活動を推進する上での拠点施設でございます秋吉台科学博物館、歴史民俗資料館、化石館、また長登銅山文化交流館などが今後どうあるべきかということを検討するもので、検討委員会の運営経費にかかるものでございます。

次がジオパーク拠点施設活動充実事業といたしまして、507万5,000円ほど計上しております。これにつきましては、ジオパーク拠点施設の展示施設の改修や研究活動に要する費用でございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） 続きまして、10款教育費・6項保健体育費・2目体育施設費でございます。予算書314、315ページをお開きください。予算の概要は82ページでございます。予算書の説明欄004総合運動公園管理運営事業でございます。これは、秋芳北部総合運動公園を維持管理する経費でございますが、主なものといたしまして、施設整備工事に449万3,000円を計上いたしております。これは、平成27年度に山口県でねりんピックおいでませ山口2015が開催され、美祢市では秋芳北部総合運動公園がソフトボール競技の会場となっており、老朽化したベンチの改修と安全のためのバックネット防護マット設置工事を行うこととしております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 予算概要の72ページ、スクールバス等の運行事業ですが、先ほどの説明で、今年度廃校となる下郷・本郷の児童のためのスクールバスということもこの中に入っているということですが、同じように桃木小学校も廃校になると思いますが、その児童達の今後の通学の経費と言いますか、それはどこに入っているのでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 西岡委員の質問にお答えします。

桃木小学校の児童の送迎につきましては、タクシーでの送迎ということになりますので、小学校の管理費、予算書のほうになりますけど、小学校管理のほうで計上しております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 午前中にも質問いたしましたけれど、概要書の82ページの一番下の段で、給食調理場管理運営事業がございます。シルバー人材センターに運搬の仕事を任せておるんですけどシルバー人材センターが許可を受けてないんで、直営に切り替えたところということなんですが、あれなんか宿題を申し上げておった。どっち、こちらですか。はい答えお願いいたします。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 午前中に坪井委員から御質問いただいたシルバー人材センターの件についてでございますが、その際に何の法に抵触する恐れがあるかという御質問だったかと思われまます。抵触する恐れがあるものは、労働者派遣法ということで、私のほうでは確認をとっております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 労働者派遣法のどういうところに抵触するんでしょうか、私これ、運搬事業ですから道路運送法の関係じゃなかろうか、そして更に運行管理者というのが必要なんです、道路運送の許可を受けるためには、その運行管理者がどうもこの場合はっきりしてない。そういう意味で法律に抵触すると、ちょっとふと思ったんですが、そうじゃないんですか。違いますか。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） このたびですね、指導されてますが、午前中も申しましたが、山口の労働局のほうから山口県シルバー人材センター連合会のほうに傘下のシルバー人材センター、いわゆる山口県内のそれぞれの地域にありますシルバー人材センターの中において、請負契約または委任契約で締結してる車両運転業務、こちらについて労働者派遣法に抵触する恐れがありますよということから指導をいただいております。具体的には労働者派遣法といいますのが、発注元と受注先といいますか、どういったらいいんですかね（発言する者あり）今回の件でありましたら発注元が教育委員会ということですね。発注先というのがシルバー人材センターということになります。シルバー人材センターの会員さんがその業務を行われるということでございます。労働者派遣法というのが、教育委員会の

関係のものが、その会員さんに対して、指揮命令関係にある場合が労働者派遣法ということになります。今現在は請負による業務ということになっておりまして、そういう実態があってはいけないよということです。例えば、午前中もちょっと話をしましたが、同じ車の中に教育委員会の人間がもしいるとするならば、その運転手である会員さんに対して、指揮命令系統という形で何か指示を出す恐れがある。例えばルートを変更しなさいと教育委員会のものが言うとなれば、それは指揮命令関係にあるということになります。それは、今現在行っている請負契約にならない労働者派遣事業になってしまいます。そういう御指摘をいただいたというところでございます。ちょっと分かりづらいですかね。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 要するに車をあっちいけこっちいけという指示を出すのが発注者であってはけませんよと、あくまでもシルバー人材センターが運行管理者を置いて、その人が車あっちいけこっちいけといわなきゃ駄目ですよというのは私は本質だろうと思うんですよ、人材派遣法とはちょっと関係ないような気がします。いいです。そんな程度ならそれはそれでいいです。

○委員長（高木法生君） ほかにありますか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 予算書を見ますとこれ関連の給食運搬費というのが、去年に比べて2,556万8,000円減になってますよね。予算書の318ページです。それで午前中お聞きしたのは、この運搬収集委託料319ページ、これが減額補正になってるので、そういったものが寄せ集まって、2,500万もなぜ減ったんだろうかという質問です。

○委員長（高木法生君） はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 坪井委員の御質問にお答えします。前年度比較しまして、2,556万8,000円の減額となっておりますが、これにつきましては、退職者の人件費、それから淳美小学校の共同調理場を廃止したということが主な要因であるということでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それではこの件は結構です。次の質問です。概要書の76ページ、堀越コミュニティセンター建設事業というのが出ております。ちょっと前に伊佐の河原のコミュニティセンターがつくられましたよね、こういったコミュニティセンターというのは今、美祢市で既存のものが何カ所あって、そういうものをつくって欲しいねという希望があるところは何カ所ぐらいあるんでしょうか。教えてください。

○委員長（高木法生君） はい、内藤生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（内藤賢治君） ただいまの御質問にお答えいたします。コミュニティセンターとしておりますのは、上野、河原、このたびの田代でございます。要望が出ておりましたのは、このたびの堀越コミュニティセンターでございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そうしますとこのほかにはコミュニティセンターの建設要望というのはゼロというふうに認識してよろしいんですね。そうですね。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。はい、山田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山田悦子君） ただいまの質問のお答えですが、現在のところコミュニティセンターの御要望はございません。但し、今各地域で閉校等が進んでおります。その閉校の中で地域の方が跡地利用について、協議をされておりますので今後コミュニティセンターの要望が出る場合もあるかと考えております。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） 予算概要の71ページ、2、3纏めてお伺いします。まず外国青年英語指導事業でございますが、単市で1,500万余りの予算が計上されておりますが、現在、何名の外国青年英語指導助手がおられる。そして国籍はどこで、そして活用状況がどういうふうな状況、かつて合併までは各市町に1名ずつで、3名おりましたが、新市になってから新たにこの対応についてどのようになっているか、少しかいつまんで説明していただきたい。

それから、教育総務費の中の同じページの中の美祢コミュニティスクール推進事業とか、子どもの夢を叶える特別支援学校誘致推進事業とこの二つについて、お尋ねします。最初のコミュニティスクール推進として、250万円の予算計上がなされ、新規事業として単独な一つの独特ある美祢市の事業という形になると思いますが、どんな事業内容を想定されて予算計上されてるのか、今少し中身を御説明願いたいと思います。

それから特別支援学校誘致については、この100万円というのは、ただ陳情とか要望とかじゃなくて、具体的な活動に繋がっていくわけですが、その中身はどういうふうな活動を展開されようとしておるのかお伺いします。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） ただいまの河本委員の御質問にお答えをいたします。まず1番目です。ALT外国人青年の今の状況です。現在3名、市内で3名です。国籍は全てアメリカでございます。それから派遣状況は市内

の小学校、中学校全てに回っております。中学校が中心であります、小学校でも5、6年生で英語活動が行われていますので、そこにも入るようになっていきます。だいたい学級で年間10回程度取り組んでおります。それぞれの学級に10回ほど入る。中学校の場合はもう少し多くて30回程度入るようになっております。これが一つ目でございます。

それから二つ目、新しい学校を創るコミュニティスクールの推進事業でございます。事業内容としては、これから各全ての学校でコミュニティスクールになるということで、学校運営協議会というのを立ち上げます。その中に学校運営協議委員さんを配置することになります。これがだいたい10名程度ということで、10名から15名ぐらいの配置になると思いますが、その運営協議会にかかる職員、それからあとは地域の人材活用ということで各学校が地域の方を学校に指導者として招いています。その指導者にかかる例えば教材費とかいうことでお金を考えています。それから学校間のそれぞれのコミュニティの連携ということで、中学校区を中心として、それぞれの学校の連携ということで、併せて各学校10万円ということで予算計上させていただいたところ です。

それから、三つ目の特別支援の誘致事業でございますが、議員さん御指摘のとおり陳情だけのためのお金ではございません。まず、大きな一つ目は特別支援教育の基本計画を美祿市全体の基本方針の策定をまずやっていきたいというプロジェクト事業を組んでいます。それから、特別支援教育の人材育成ということで、特別支援教育にかかる先生方の研修ということも考えております。それから、リーダーの育成ということ、それから最終的には特別支援学校の招致の促進ということでリーフレット等で地域の方にも保護者の方にもそういう特別支援教育についての関心を持っていただけるようなリーフレットの作成ということで、併せて100万円を考えております。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、河本委員。

○委員（河本芳久君） まず、第1点の外国青年英語指導助手の招聘でございますが、これは3名で、しかも有効な活用というか役割を果たしておられると伺いました。これは、併せてやはり外国からせつかく来られて、うまく適応される方といわゆるなかなか地域に適応されない、やはり国際交流上の問題点も生じる例も実はあるわけです。そういう面でうまく適応し、そして日本の文化をしっかりと理解し、また地域住民との交流を深めて、そして美祿はよかったぞという世界にアピールしていただける効果も非常に期待できるわけです。そういう面で今こられている3名の方、それにも対応、その辺のアフターケアというか、そういった面はどうなってお

るか、何ら問題ないか、そして地域の諸行事にも積極的に参加していただいておりますか、そういったものでせつかく美祢市がたくさんお金を出して招聘してるわけですから、有効に、しかもその事業が推進できることを期待してるんですが、実際はいいじゃなくて、課題はたくさんあると思うんです。事実そういうふうに早く帰国された例もあるんです。そういったことで何か問題になってるところはないかお伺いしたい。

それからもう一つは、先ほど新しい学校を創る美祢コミュニティスクール事業は指定校制度ですか、それとも地域の住民と学校がタイアップして、そして新しい事業地域で展開するための申請型になってるのかどちらか。それから、今の特別支援というのが私からすれば誘致を中心としたかというのじゃなくて、特別支援に関わる活動を充実する予算で、支援というのは発展的にそういう誘致をするというそういう受け止め方でいいのか、その3点を更にお伺いします。

○委員長（高木法生君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず1点目です。ALTの状況ですが、今3名おりますが、日本に溶け込もうということ、それから地域の行事に積極的に参加しています。特に問題は感じておりません。中の一人は日本語も大変堪能でございます。地域の方との交流も図っております。

それから2点目です。コミュニティスクールの推進については、これは申請でございます。ただ、各学校全ての学校でお願いして、地域とより密接に関わるということで、学校運営にも地域の方、保護者の方にも直接入っていただく学校運営協議会を立ち上げるということで申請にしております。

それから3点目の特別支援学校の誘致の推進事業ですが、やっぱり中心は特別支援教育への充実ということが中心でございます。それに伴って誘致にも繋げていきたいと考えてますので、今委員の御指摘のとおりでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。予算概要の72ページですけど、予算では270ページですけど、これスクールバスの運行の費用ですが、予算ですけど、これは保護者の負担はあるのでしょうか。全額補助なんのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、末益教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（末益正美君） 三好委員の御質問にお答えいたします。このスクールバスの負担につきましてはありません。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。その件ですけどこのページで次になるんですが、美東中の場合ですが、美東中の場合には4地区が以前に早くから統合しまして、スクールバスで生徒が通学してるんですが、美東中の場合には保護者の負担があるんですけど、これを改善していただきたいと思います。平成28年は、秋芳町が北と南が統合されるということもありまして、中学校のスクールバスについても無料にできないかお尋ねをいたします。

○委員長（高木法生君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） ただいまの三好委員の質問にお答えをいたします。現在、美東中学校については、美祢市立小中学校児童・生徒に対する通学費補助支給条例施行規則に則って支給をしているところです。これは、その学校統合当時の条件をそのまま規則の中に入れて込んでいます。ですから、多少学校間によっては今のような差があるところですが、現在はこの施行規則を使って補助金を出しているという状況でございます。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 合併をして6年になるんですが、その条例があるということですが、条例の変更も考えて、子どもたちはどこでも平等であると思いますので、条例の変更を考えていただいて無料になるようお願いをしますが、そのことも条例の変更までお考えじゃないんでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、月成学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（月成庄造君） 御質問にお答えします。学校統廃合とも絡めて、今後の検討課題とは考えております。条例についても県をとおして見直しは考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、災害復旧費を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、西田農林課長。

○建設経済部農林課長（西田良平君） それでは災害復旧費につきまして、御説明をいたします。予算の概要の83ページ、予算書では321ページをお願いいたします。11款災害復旧費・1項農林施設災害復旧費の1目単独災害復旧事業66万円及び次の2目補助災害復旧事業302万円を計上しております。今後、平成26年度中に災害が発生した場合規模に応じまして補正予算等を計上させていただくように考えております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、中村建設課長。

○建設経済部建設課長（中村壽志君） 同じページでございますが、2項土木施設災害復旧費・1目単独災害復旧費でございます。概要書は同じ83ページでございます。予算書の右のページの説明欄001土木施設単独災害復旧事業といたしまして、道路、河川の災害復旧に610万円を計上いたしております。これは、小規模な災害が発生した場合に必要な経費でございます。

続きまして、その下の2目補助災害復旧費でございます。右のページの説明欄001土木施設補助現年災害復旧事業といたしまして、道路、河川の災害復旧に1,075万円を計上いたしております。これは、災害が発生した場合に必要な経費でございます。主なもの、測量設計委託料と工事請負費でございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。最後に市税等の歳入を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） それでは、歳入の説明に入りたいと思います。予算の概要では6ページ、予算書では68ページ及び69ページをお開き願います。予算書で説明をさせていただきます。1款市税でございます。まず初めに1項の市民税でございますが、県内景気は回復しているものの、個人所得の大幅な改善を期待することは困難な状況にある中、個人市民税においては、東日本大震災復興基本法関係による防災のための施策に要する経費の財源確保のため、均等割500円の増額による税制改正の影響により増額分を見込み、9億9,098万9,000円としております。法人分につきましては、過去4年間の実績等や一部の事業所で好調なところがあることから増額を見込み、2億3,875万3,000円とし、個人・法人合わせた市民税を、対前年度比で5,064万6,000円の増を見込んだ12億2,974万2,000円を計上しております。

次に、2項の固定資産税・1目の固定資産税でございます。土地については、宅地、雑種地等の下落修正による減額、家屋については、新增築と滅失家屋の増減から増額、償却資産については、平成25年の設備投資の動向により減額を見込んだもので、現年課税分については、土地については3億2,999万6,000円、家屋を6億6,215万7,000円、償却資産を5億5,380万6,000円とし、固定資産税全体では、対前年度比4,650万1,000円減の15億5,

459万9,000円を計上したものでございます。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございます。対前年度比で77万円減の1,324万円を計上しております。

次に、3項の軽自動車税でございます。過去4年間の伸び率の平均から26年度税額を見込み、対前年度比333万6,000円減の7,820万3,000円を計上しております。

1ページめくっていただき、70ページ、71ページをお開き下さい。次に、4項のたばこ税でございます。過去3年間の伸び率の平均から平成26年度税額を見込み、対前年度比766万6,000円減の1億8,054万1,000円を計上しております。

次に、5項の鉱産税でございますが、過去の実績と平成25年度実績見込を考慮し、対前年度比50万1,000円増の5,937万9,000円を計上しております。

次に、6項の入湯税でございます。過去の実績と平成25年度実績見込額から、対前年度比13万6,000円増の135万8,000円を計上しております。

次に、7項の都市計画税でございます。先ほど、御説明いたしました固定資産税と同様に、対前年度比49万5,000円減の9,616万4,000円を計上しております。以上が市税でございます。

次に、2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金につきましては、国、県から配分によるもので、予算の作成につきましては、昨今の景気の動向、国の施策を考慮すると共に各関係機関からの見込額及び過去の実績を参考に計上したものでございます。なお、6款・1項の地方消費税交付金でございますが、本年4月から消費税引き上げに伴い、対前年度比5,071万6,000円増の3億437万6,000円を計上しております。以上、税関係の歳入の説明を終わります。

○委員長（高木法生君） はい、白井財政課長。

○総務部財政課長（白井栄次君） それでは続きまして、私の方から市債について御説明をさせていただければと思います。予算説明書につきましては、108、109ページをお開き願いたいと思います。1目総務債についてでございます。総務債におきまして、地区集会所建設補助事業債として、150万円を計上いたしてございます。これは、地区集会所の建設に係る補助金に充当いたすものでございます。過疎対策事業債、過疎債のハード分でございます。

続きまして、2目民生債におきましては社会福祉協議会運営補助事業債として、6,900万円を計上いたしてございます。これは、過疎債ソフト分でございます。

す。

次に、3目衛生債におきまして、まず低公害車導入事業債100万円につきましては、地域活性化事業債で対応することといたしております。健康増進事業におきまして、健康教育や健康相談、訪問指導などを実施するにあたり、主に保健師が使用する庁用車購入の費用に充当することといたしております。

次に、合併処理浄化槽設置補助事業債につきましては1,550万円計上致しております。合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付する合併浄化槽設置整備事業に充当するものでございます。こちら過疎債のハード分でございます。

続きまして、110、111ページをお開き願います。次に、上水道事業一般会計出資債として、3,130万円を計上いたしております。起債事業は、水道事業債を予定しており、水道事業会計において計画されております上水道区域拡張施設整備工事に対する出資金に充当するものでございます。

次の医師確保対策事業債につきましては、病院等事業会計において実施されている事業に対する繰出金に充当するものでございまして、5,800万円につきましては過疎債ソフト分でございます。

続きまして、4目農業債におきまして、まず農業施設整備事業債4,990万円については、起債事業を農業施設整備事業債で予定をしております。土地改良調査事業や河川工作物応急事業など、ハード事業へ充当することといたしております。

続きまして、7目でございます。消防債、消防施設整備事業債3億320万円につきましては、下関市と共同で実施してございます消防救急無線デジタル化共同整備事業や高規格救急自動車更新事業等への充当を予定しております。全額が過疎債のハード分でございます。

次の8目教育債につきましては、3節社会教育債の花づくり推進事業債1,050万円が過疎債ソフト分でありまして、その他のスクールバス導入事業債や非構造部材耐震補強事業債、コミュニティセンター整備事業債等につきましては過疎債ハード分でございます。

以上、市債全体では、14億3,960万円を予定いたしておりますが、そのうち、過疎債ソフト分は1億4,450万円、過疎債ハード分が5億9,210万円となり、合計額は7億3,660万円でございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） これは教えていただきたいんですが、予算書の68、69ページでございます。歳入の市民税の法人税、法人ですが大変景気が良くなって4,400万以上26年度はふえるわけです。それで、それに関連してですね、実はメガソーラーシステム、トーフレさんが美祢工業団地に太陽光発電のパネルを設置されました。最近では新聞に市長さんが調印されてますが、美東町真名と綾木の工業残土処理場に、またメガソーラーの会社が設置をされるようにあります。それで企業誘致といいますか、関係で何年間かはいろいろ税金の免除等もあると思いますが、例えばメガソーラーのパネルなんかの場合には固定資産税、これかかるんでしょうかね。その辺のこともありますし、例えば真長田のメガソーラーの設置の場合には、一部地元の私有地、それから美祢市の市有地あるわけで、それにリースといいますか、土地を貸してそこに太陽光のパネルを設置されるとなると、今まで何て言いますか、向こうのトーフレさんの場合には民間の企業の土地をお買いになってトーフレさんが買われて、メガソーラーのパネルを設置されたということで、雑種地から宅地になるんですかね、それともそのまま雑種地になるんですかね、その辺の土地の価格の税金が違うと思いますし、それからパネルの固定資産税等もいずればかかってくると、つくんじゃないかと思います。それで今の真長田の場合には美祢市の所有地を企業に買われてそれで今のパネルの固定資産税が入る、それから、またその土地を貸すからそのリース料といいますかね、市の土地を企業に貸して、それでリース代が入るというようなことで、大変企業誘致がその税制にいい方向に向いていくような気がします。それで今のパネルについての固定資産税なんかはどのような方向でこれから進んでいくのか、これから先で大手のそういうメガソーラーさんの誘致があった場合には、どのような土地のほうの固定資産税なり今のパネルに対する固定資産税か何か分かりませんが、どういうふうな方向でお考えになっておられるのかその辺の教えていただけたらと思っております。

○委員長（高木法生君） はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問全部私のほうで答えることができない部分がございますので、不足があれば税務課のほうでお願いしたいと思うんですけど、土地については雑種地になろうかと私どもは認識しております。メガソーラーに関するパネルの件でございますけれども、こちらは個々の企業さんによって取り扱いがまちまちで、リースを選択された場合につきましては、固定資産——市のほうには入ってこないということになります。したがって、そこで企業進出された企業さんが、そこで購入されて設置をされたということであれば、償却資産の対象になろうかと思っておりますけれども、リース契約の場合につきま

しては、そういったものがないということで私どもは解釈しております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） すいません今の質問ですが、個別の事案についてはお答えはできません。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） どういう意味ですか。ちょっとよう分からんけど。

○委員長（高木法生君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） 今岩本委員さんのほうから業者名が出ましたので、個別の事案については御返答はできません。

○委員長（高木法生君） はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 今の件は分かりました。じゃあ例えば2社ほど名前をあげましたが、これからもそういうふうな会社が進出してくれることを期待するわけですけど、今おっしゃったようにリースの場合にはもちろんそういうふうなのはないけど、これが例えばパネルを買ってそこへ設置した場合には固定資産税がかかるというふうな説明がありました。いずれにしてもそういうケースバイケースで全部変わってくるということですね。それともう一つは、やっぱり企業進出した場合には、今の市民税の中の法人のほうで、また収入がふえるという理解してもよろしいでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、細田税務課長。

○総務部税務課長（細田清治君） 美祿市内に本社なり支社の法人を設置されれば法人税が入ってくるとは思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。この際暫時4時まで休憩をいたします。

午後3時45分休憩

.....
午後4時00分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。ここで執行部より発言の申し出がございまして許可いたします。はい、河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 先ほど岩本委員より御質問いただいた件の関連でございまして。先ほど私のほうからメガソーラーの関係パネルをリースで対

応した場合、固定資産税、償却資産税が入らないというような話をさせていただきましたが、訂正させていただきます。所在地における課税があるということで、リース物件の場合につきましても償却資産として税金が入ってくるということでございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（高木法生君） これにて本日の審査を終了いたします。総括審査以降の日程につきましては、明日の9時30分から行います。本日はこれにて散会いたします。ご審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後4時02分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年3月11日

予 算 委 員 長

高木法生